

第一章 鎌倉時代の福生市域とその周辺

第一節 多摩の東と西——中世福生の位置——

古代から中世の多摩へ 律令国家の土地制度は、八世紀前半、七二三年の三世一身の法や、七四三年の墾田永世私財法が出されたことによつて、自墾地系莊園を成立させた。さらに一〇世紀を経て一一世紀中期以降には、寄進

地系莊園が広範な展開をみせるとともに、国衙領（もともとは地方政治の中心である国衙の管轄下にある土地）もそれまでの性質を変えていき、莊園公領制が形成されていったのである。

この時期、東国ではすでに豪族が惣領制的結合をもとに職業的戦士の集団たる武士團を形成していった。彼らは律令国家の地方支配の要であつた国衙在序官人として、また武士團の長すなわち棟梁は押領使、追捕使といった軍事的官僚にその身をおきながら、各地方に一層根をおろしていった。したがつて一一世紀中期には中世社会を構成する二つの基本的要素、すなわち「莊園公領制」と「武士團」が大きく展開をみせはじめた、といつてもよいであろう。

したがつて最近では諸説はあるものの、基本的には一一世紀後半の院政（天皇を退位した上皇を中心とする政治形態）をもつて、古代と中世の境としようとする見解が有力となつてきている。とはいつても、それで中世という時代が成立したとすると、一二世紀後半、東国における鎌倉幕府の開設という画期的な意義はどこかへいってしまうこと

になる。もちろん鎌倉幕府が成立したとはいえ、その初期の段階においては幕府が全国を独自に支配したわけではない。日本歴史上、主従の原理をもつた武家権力が成長をとげ、その頂点でもあつた源頼朝が、相模国鎌倉を拠点とし、朝廷（中央政権）から「日本國惣追捕使・日本國惣地頭」に任命され、頼朝に従う御家人を莊園・公領における地頭（土地の管理・年貢の徵収・治安の維持を基本的職務とする役人）に補任する権限をえ、それを権力すなわち幕府の基礎としたことと、その後における武家勢力の展開をみすえたときには、やはり大きな意義をみとめないわけにはいかないであろう。

ところで、多摩地方の地形図をみると、現在の福生市域は、青梅を要とする扇状地上に、さらに多摩川によって形成された数段の河岸段丘上に位置していることがわかる。

福生市域の属する多摩地方は、区部の約二倍で約一一五三平方キロメートルの面積をもつ。台地や丘陵、そして山地が、それぞれ大体三分の一ずつをしめている。山地は多摩川の上流と秋川の流域を含み、西多摩がこれに属す。福生は多摩のうちにあって西多摩に位置する。そして多摩川の流れはさらに多摩地方を南北に二分し、北の台地が主として北多摩、南の丘陵部が南多摩である。

南北西の多摩地域の特徴を示せば、北多摩の台地は武藏原で八世紀なかばに国分寺が建てられ、国府がおかれて、武藏国における政治の中心であった。国府に至る交通路がはりめぐらされ、古代から中世を経るなかで人々の通行は増すとともに、武士たちの軍勢が往交し、各地で戦いがおこなわれた。このように北多摩は武士たちの勢力争いの場であつた。それに対し、南・西多摩の大部分は山地や丘陵であり、これらの丘陵には谷戸^{やと}が複雑に入り組み、八世紀後半以降には莊園^{しょうえん}が開発され、また牧^{まき}や畠^{ばたけ}が形成されていった。

この莊園にあげられるのは弓削莊と船木田莊である。弓削莊は、貞觀九年（八六七）に右大臣藤原良相が、貞觀寺（京都伏見区深草にあった真言宗寺院で、藤原良房と僧真雅とが九世紀半、清和天皇の誕生を機に建立）に寄進した寺領莊園である。惣田数は四町一反二〇歩で、そのうち荒田が二町一反四〇歩であり、荒田が惣田数の半分以上を占めていた。この弓削莊の位置について、現在その地名は多摩地方に残っていないが、音韻の近似ということから青梅市の柚木か、八王子市の中木ではないかとされている。いずれにしろ福生市域の近隣に莊園（初期莊園）が成立していた。

一方、治承四年（一一〇）五月一日付の『皇嘉門院惣处分状』（九条家文書）に、「ふなきた本・新」莊とみえているが、この「ふなきた」は船木田莊とは多摩川の右岸から浅川を挟み大栗川の左岸一帯にひろがる莊園で、現在の八王子・日野両市にかかる莊園であった。船木田莊は平安末期から鎌倉時代にかけて、いわゆる摂関家莊園であったが、一三世紀半に本莊は右大臣九条忠家に、新莊は前攝政一条実經に譲与されている。その後南北朝動乱の頃になると、藤原氏の支配を離れて東福寺（京都市東山区本町にある臨濟宗東福寺派の本山寺院。一二三五年九条道家の創建、開山は円爾弁円。京都五山に列した）の莊園となり、その後船木田莊が消滅するまで東福寺が領家となっていた。船木田莊の中心は平山（日野市）地域であり、したがって平安期より、この地域で成長してきた豪族平山氏となんらかの関係があったと考えられている。後に詳しく述べるが、平山氏は鎌倉幕府の記録『吾妻鏡』にもしばしば登場する豪族で、武藏七党の一つである西党の有力な存在であった。それは頼朝に近侍していたことからもいえるが、のち建暦三年（一一三）五月の和田合戦に際して、和田・横山氏に与して一族のうちが戦死するなど、以降平山氏の勢力は衰えたと思われる。しかし降って応永二六年（一四二九）段階で、平山氏が船木田莊全域にわたる年貢を數か年にわたって対

擇^{かん}している事実からすればその後も、平山氏は船木田荘の地頭として、勢力を保持していたようである。

また多摩地方には古代に牧が存在していた。牧とはいっても牛馬飼育の牧場のことであるが、周辺の牧には、律令政府の左馬寮（牧馬を管轄する役所）に属した石川・由比・小川牧があげられる。もっとも、これが周辺の牧としえるか否か疑問もある。といふのは小川牧を現在の秋川市小川あたり、由比牧を現在の八王子市元八王子あたりとするのは妥当であるが、石川牧については八王子市域のうちとする説と、都筑郡すなわち横浜市域のうちに比定する説がある。これらの牧からは毎年九月一〇日に国司の検印と、台帳登録をすませた貢馬が京都に送られていった。その数は三牧で三〇疋だったという。これに立野牧（特定の牧とするとはできないという説『文京区史』）と、府中より立川に至る段丘上に存在したという説『立川市史』がある）の二〇疋をあわせ五〇疋と定められていた。さらに多摩には小野牧があり、これは現在の八王子市域のうちと推定されているが（府中市域説もある）、小野牧は毎年八月二〇日に貢馬四〇疋が定められていた。この牧を管理したのが小野氏であり、小野氏は諸興なる人物が天慶二年（九三九）に武藏権介として押領使に補任されている。彼もまた武藏武士団の一員として牧を基盤として成長していく。また、青梅の山間域を杣保といったが杣とは木のおい茂った山の意味であり、それとともに材木を得ることを目的として造林した山のことをいった。したがつて杣保から伐り出された木材は、寺社や支配者の造作に用いられたのであろう。

こうして古代末に土地制度としての莊園が成立し、それらを管理する武士団が登場する。多摩地方も確実に古代社会から中世社会への道を歩むことになったのである。

中世福生の遺跡と遺物

ところで最近の考古学の研究は中世史分野においてもいちじるしい成果をあげている。越前一乘谷遺跡（福井市）、備後草戸千軒町（広島県福山市）などはその代表例であろうが、多摩地方でも当該研究の進歩はめざましいものがある。福生市の隣、昭島市拝島に「長者屋敷遺跡」がある。これは現在の昭島市松原町、JR青梅線拝島駅南側の長者屋敷と呼ばれている所で、この遺跡から永樂通宝を中心とする中国の唐、宋、元、明時代の錢貨六〇枚と中世のものと推定しうる壺、そして板碑が出土し、中世の遺跡、とくに出土した板碑に彫られた年号より、室町期のものであると推定されたのである。じつは市内熊川には、この長者屋敷に引水したという長者堀の伝承がある。これについて市内在住の地方史家立川愛雄は、安永二年（一七七三）沢応なる人物の著である『神光伝言夢物語』に福生村の縁起が記されているなかで、同堀に関する記述があり、それに「仁智年中」とあるが「仁治年中（鎌倉期、三四〇～四三）」の誤記として、鎌倉幕府による武藏野開墾計画と関連づけて考察されている（第四節参照）。

この遺跡は昭和五五年（一九六〇）に、推定流路跡とされる福生市熊川六一六番地斎藤博宅地内で発掘調査がおこなわれ、幅四・五メートル、深さ二・五メートルの溝状遺構を発見した。この溝状遺構を長者堀と即断するには、なお十分な調査を必要とするものの、その可能性はかなり高いという（『考古』）。

また中世遺物としての板碑は市域に現存する六一基のうち、一五世紀半頃のものが多く、二番目のピーカは一四世紀半から後半にかけてであり、この頃に市域で板碑が多く造立されたことを物語っている。板碑の造立が供養、葬礼にかかわっていることはいうまでもないが、福生市域においても確実に中世一般にみられる宗教儀礼の定着がいえる。ところでさきの長者堀遺跡は開発の様子を語る遺跡であるといえるが、多摩地方における水田遺構としては日野市南広間地遺跡がある。この遺跡は古代以来の遺構を示しているが、中世遺構としても確認され、そのなかには微高地

上に一二世紀後半から一四世紀代の大型の掘立柱建物をふくむ建物群があり、その建物群の南側の旧流路内に、同時期と思われる灌漑水利利用の水田が存在している。そしてこれらの遺構によつて、水田が旧流路内に全面的に開発されていったようである（『開発と地域民衆』）。これらの例から中世における武藏野台地の開発が考えられよう。

また中世遺跡としてはほかに「城館」跡があらう。ちなみに東京都の城郭分布を調べてみると、城郭が集中している地域は、ほぼ都内二三区一帯と南多摩郡、西多摩郡一帯とに集中しており、北多摩郡にはほとんど見あたらない。

そして西多摩郡においても、多摩川左岸にはまったく見あたらないのである。このことは、北多摩郡はもちろんのこと、西多摩郡の左岸は台地上の平地であり、城郭を構えるのに適当な地ではなかつたということであろう。しかし、

多摩川の左岸において豪族の居館跡なら存在する。例として立川市普濟寺にあつた立川氏居館跡がそれにあたる。以上から福生市域の中世遺構には、城郭遺構¹¹支配者側の遺跡などはないもののさきの長者堀遺跡のように、被支配者側（ただし「長者」といわれるよう単なる被支配者ではない。おそらくかなりの力を有した農民であろう）の遺構として考えられるものがあるが、これは福生の中世遺構の特徴の一つであろう。

多東と多西

福生市域は近世まで武藏国多摩郡に属したが、多摩郡の名称は一〇世紀前半に完成した「延喜式」にはじめてみえている。「延喜式」は延喜五年（905）、醍醐天皇の命により編集に着手したもので、さきに編纂された弘仁・貞觀の二式や、その後の式を取捨し集大成したので、式とは律令および格の施行細則である。またついで「倭名類聚鈔」（わみのりいじゆよう）（一〇世紀前半に成立したわが国最初の分類体百科辞典。源順^{しづね}編）の各国郡のところにもみえている。そしてその後、一二世紀半以降に「多西郡」という郡名があらわれてくる。つぎに示すのは「多東郡・多西郡」記載資料一覧（表II-1・II-2）である。多東郡は五三例、多西郡は七五例を確認することができたが、

第1節 多摩の東と西——中世福生の位置——

表II-1 「多東郡」記載資料一覧

年	月	日	文	言	な	ど	資料名(所蔵・所在など)	武藏史料銘記集
元徳	三(三〇)	七	同國多東郡住人見四郎入道光行寄進				子安神社旧台帳	
元徳	三(三〇)	七	多東郡立河内在一家				関東下知状(水府史料)	
建武	三(三〇)	一・九	久米宿在家六間多東郡内				橋行貞渡状(正木文書)	
建武	三(三〇)	一・三	武州多東郡上奈良橋村				鹿島神社鑑銘(東大和市芋窪)	
貞治	元(丙)	二・七	武藏国多東郡中野郷				名字書立(米良文書)	
永和	二(毛)	八・五	敬白武藏国多東郡深大寺				新編武藏風土記稿	
康暦	元(毛)	二・三	多東郡吉富郷号閻戸内				羽村町史	
文明	四(乙)	一・三	弘治元(毛)				瑞穂町文化財調査報告三社寺とその美術	
永禄	三(糸)	二・三	弘治元年多東郡中野郷				羽村町史	
永禄	三(糸)	二・三	多東郡府田郷甲寅檢地辻				羽村町史	
永禄	三(糸)	二・三	多東郡石田				瑞穂町文化財調査報告三社寺とその美術	
永禄	三(糸)	二・三	多東郡下多東郡中丸郷喜田見村				羽村町史	
永禄	三(糸)	二・三	永禄(毛)				新編武藏風土記稿	
永禄	三(糸)	二・三	永禄(毛)				新編武藏風土記稿	
永禄	三(糸)	二・三	永禄(毛)				新編武藏風土記稿	
永禄	三(糸)	二・三	永禄(毛)				新編武藏風土記稿	
天正	八(糸)	一・六	武州多東郡浮岳山深大寺円定				新編武藏風土記稿	
天正	八(糸)	一・六	武州多東郡宇部郷惣社大明神				新編武藏風土記稿	
天正	八(糸)	一・六	武州多東郡府中人見郷觀音堂鰐口				新編武藏風土記稿	
天正	八(糸)	一・六	武州多東郡八幡本地				新編武藏風土記稿	
天正	八(糸)	一・六	武藏国多東郡中野郷五ヶ村				新編武藏風土記稿	
天正	八(糸)	一・六	武藏国多東郡補陀郷				新編武藏風土記稿	
天正	八(糸)	一・六	武州多東郡経久御繩打之水帳				新編武藏風土記稿	
天正	八(糸)	一・六	武州多東郡江古田村御繩打水帳				新編武藏風土記稿	
天正	八(糸)	一・六	武州多東郡大宮之内雜色村				新編武藏風土記稿	
天正	八(糸)	一・六	武州多東郡大宮内和田村御繩打水帳				新編武藏風土記稿	
天正	八(糸)	一・六	武州多東郡妙見寺縁起				新編武藏風土記稿	
天正	九(糸)	二	武藏国多東郡中野郷之内拾五石之事				新編武藏風土記稿	
天正	九(糸)	二	武藏国多東郡中野郷大宮之内拾五石之事				新編武藏風土記稿	
天正	九(糸)	二	武藏国多東郡府中之内五百石之事				新編武藏風土記稿	
天正	九(糸)	二	武藏国多東郡府中之内五百石之事				新編武藏風土記稿	
天保	九年	四月	同國多東郡住人見四郎入道光行寄進				新編武藏風土記稿	
天保	九年	四月	同國多東郡住人見四郎入道光行寄進				新編武藏風土記稿	
徳川	家康	寄進	同國多東郡住人見四郎入道光行寄進				新編武藏風土記稿	

第2編 第1章 鎌倉時代の福生市域とその周辺

表 II-2 「多西郡」記載資料一覧

	年	月	日	文 言 な ど
①	仁平	(二年)	九	於武藏国多西郡船木田御庄内長隆寺書寫了
②	治承	(二年)	四	是以武藏国多西郡内吉富井一宮蓮光寺等
③	建暦	(三年)	九	下武藏国多西郡内二宮神官百姓等
④	建長	(三年)	九	同國たさいのこぼりとくつねの郷
⑤	正和	(三年)	八	武藏国多西郡土渕上村内在家
⑥	元徳	(三年)	正三	元徳(三年)・七
⑦	元徳	(三年)	七	武藏多西郡安大明神
⑧	建武	(三年)	三	奉施入武藏国多西郡内大明神御前阿闍梨明円
⑨	康永	(四年)	六	武藏多西郡德常郷内十院不動堂修復事
⑩	貞和	(四年)	七	貞和(四年)・七
⑪	永徳	(四年)	九	永徳(四年)・九
⑫	至徳	(五年)	三	東福寺領武藏国多西郡内船木田新本両庄年貢事
⑬	応永	(四年)	三	応永(四年)・三
⑭	応永	(四年)	二	奉懸武藏多西郡口堂鰐口事
⑮	応永	(四年)	初冬	武藏多西郡小河郷二宮社頭
⑯	応永	(四年)	□	武藏國多西郡下平井郷若宮御神体一懸
⑰	応永	(四年)	二	武州多西郡得恒郷常住金剛寺不動堂
⑱	応永	(四年)	六	武州多西郡河口鳥栖寺之常住地
⑲	応永	(四年)	六	武州多西郡由井郷斷幡觀音堂弓宝生寺書写畢
⑳	応永	(四年)	六	武州多西郡由井郷河口村鳥栖寺什物也
㉑	応永	(四年)	七	於武州多西郡由井郷大幡宝生寺書
㉒	正長	(四年)	九	武州多西郡北河口鳥栖寺常住也
㉓	正長	(四年)	六	於武州多西郡北河口鳥栖寺常住也
㉔	寛正	(四年)	一	武州多西郡小宮大明神御宝前奉鑄鐘一口
㉕	文明	(四年)	林鐘	大日本國武藏多西郡平井郷
㉖	永正	(五年)	正二	武州多西郡小河内峯に雲華庵書之了
㉗	天文	(五年)	三	武州多西郡横山莊之内子安大明神

資料名(所蔵・所在など)	刊
中山白山神社所蔵如法經奥書(八王子市由木)	武藏史料銘記集
吾妻鏡 源親広下文(川上忠塞一流家譜) 百草八幡神社所蔵金銅阿弥陀如來座像背銘 (日野市)	同書
平忠綱讓状(某氏所蔵文書)	福生市史資料編中世・寺社
子安神社蔵旧台帳(八王子市)	日野市史史料集古代・中世
大悲願寺所蔵大般若經奥書(五日市町)	武藏史料銘記集
高幡金剛寺不動尊光背銘	武藏史料銘記集
勝手神社懸仏銘	羽村町史
足利氏満寄進代(鶴岡八幡文書)	神奈川県史資料編三一三上
船木田庄年貢算用状(東福寺文書)	日野市史史料集古代・中世
尾崎氏所蔵鰐口銘(八王子市上恩方)	武藏史料銘記集
高幡金剛寺不動堂修造勸進状	調布市史研究資料III私案抄
武田氏所蔵懸仏銘(日の出平井)	武藏史料銘記集
高幡金剛寺不動堂修造勸進状	調布市史研究資料III私案抄
円福寺所蔵大般若經奥書(八王子市鳥栖)	武藏史料銘記集
小宮神社銅鐘銘(秋川市)	武藏史料銘記集
保泉院所蔵閻王像銘(日の出町)	武藏史料銘記集
東大文学部国語研究室所蔵韻鏡奥書	武藏史料銘記集
子安神社懸仏銘(八王子市)	武藏史料銘記集

第2編 第1章 鎌倉時代の福生市域とその周辺

51	天文三(1至翌)	関東武藏国多西郡長房安楽寺	白山神社棟札（八王子市）
50	天文三(2至翌)	武州多西郡横山莊片倉村惣社住吉大明神別當	○敬白
49	天文三(3至翌)	武州多西郡横山片倉村米光寺鎮守熊野三所大權現	吉
48	元龜二(1至翌)	武藏国多西郡横山柄田郷高尾山有喜寺薬師堂奉寄進金灯籠	三
47	元龜二(2至翌)	多西郡山造式部	三
46	天正一(1至翌)	武州多西郡由井領横川八幡宮鰐口也	三
45	天正一(2至翌)	右衛門大夫也	三
44	天正一(3至翌)	武藏国多西郡三沢村	三
43	天正一(4至翌)	武藏国多西郡内たかはた村同河辺七ヶ村	四
42	天正一(5至翌)	武藏国多西郡之内油儀之郷	四
41	天正一(6至翌)	武藏国多西郡内おち川之村	五
40	天正一(7至翌)	武州多西郡小宮谷吉祥院	六
39	天正一(8至翌)	五十石ノ采地ヲ賜ハリ	千
38	天正一(9至翌)	武州多西郡石川郷御繩打水帳	九
37	天正一(10至翌)	武州多西郡西之郷石川郷御繩打水帳	九
36	天正一(11至翌)	武州多西郡中野内大谷村御繩打水帳	十
35	天正一(12至翌)	武藏国多西郡石川郷有物帳	二
34	天正一(13至翌)	寄進大明神武藏国多西郡秋留郷松原之内拾石之事	二
33	天正一(14至翌)	武藏国多西郡今寺郷内拾石之事	二
32	天正一(15至翌)	寄進玉泉寺武藏国多西郡長淵之内三石事	二
31	天正一(16至翌)	寄進瑞雲寺武藏国多西郡秋留郡	二
30	天正一(17至翌)	山田村之内八石之事	二
29	天正一(18至翌)	寄進真照寺武藏国多西郡秋留之郡引田之村	二
28	天正一(19至翌)	之内八石之事	二
27	天正一(20至翌)	寄進大明神武藏国多西郡大幡之内拾石之事	二
26	天正一(21至翌)	寄進玉泉寺武藏国多西郡秋留之事	二
25	天正一(22至翌)	寄進弁財天武藏国多西郡秋留郡	二
24	天正一(23至翌)	寄進弁財天武藏国多西郡秋留之事	二
23	天正一(24至翌)	寄進玉泉寺武藏国多西郡大幡之内拾石之事	二
22	天正一(25至翌)	寄進瑞雲寺武藏国多西郡秋留郡	二
21	天正一(26至翌)	山田村之内八石之事	二
20	天正一(27至翌)	寄進真照寺武藏国多西郡秋留之郡引田之村	二
19	天正一(28至翌)	之内八石之事	二
18	天正一(29至翌)	寄進大明神武藏国多西郡大幡之内拾石之事	二
17	天正一(30至翌)	寄進玉泉寺武藏国多西郡秋留之事	二
16	天正一(31至翌)	寄進弁財天武藏国多西郡秋留郡	二
15	天正一(32至翌)	寄進玉泉寺武藏国多西郡大幡之内拾石之事	二
14	天正一(33至翌)	寄進瑞雲寺武藏国多西郡秋留郡	二
13	天正一(34至翌)	山田村之内八石之事	二
12	天正一(35至翌)	寄進真照寺武藏国多西郡秋留之郡引田之村	二
11	天正一(36至翌)	之内八石之事	二
10	天正一(37至翌)	寄進大明神武藏国多西郡大幡之内拾石之事	二
9	天正一(38至翌)	寄進玉泉寺武藏国多西郡秋留之事	二
8	天正一(39至翌)	寄進瑞雲寺武藏国多西郡秋留郡	二
7	天正一(40至翌)	山田村之内八石之事	二
6	天正一(41至翌)	寄進真照寺武藏国多西郡秋留之郡引田之村	二
5	天正一(42至翌)	之内八石之事	二
4	天正一(43至翌)	寄進大明神武藏国多西郡大幡之内拾石之事	二
3	天正一(44至翌)	寄進玉泉寺武藏国多西郡秋留之事	二
2	天正一(45至翌)	寄進瑞雲寺武藏国多西郡秋留郡	二
1	天正一(46至翌)	山田村之内八石之事	二
51	天正一(47至翌)	寄進真照寺武藏国多西郡秋留之郡引田之村	二
50	天正一(48至翌)	之内八石之事	二
49	天正一(49至翌)	寄進大明神武藏国多西郡大幡之内拾石之事	二
48	天正一(50至翌)	寄進玉泉寺武藏国多西郡秋留之事	二
47	天正一(51至翌)	寄進瑞雲寺武藏国多西郡秋留郡	二
46	天正一(52至翌)	山田村之内八石之事	二
45	天正一(53至翌)	寄進真照寺武藏国多西郡秋留之郡引田之村	二
44	天正一(54至翌)	之内八石之事	二
43	天正一(55至翌)	寄進大明神武藏国多西郡大幡之内拾石之事	二
42	天正一(56至翌)	寄進玉泉寺武藏国多西郡秋留之事	二
41	天正一(57至翌)	寄進瑞雲寺武藏国多西郡秋留郡	二
40	天正一(58至翌)	山田村之内八石之事	二
39	天正一(59至翌)	寄進真照寺武藏国多西郡秋留之郡引田之村	二
38	天正一(60至翌)	之内八石之事	二
37	天正一(61至翌)	寄進大明神武藏国多西郡大幡之内拾石之事	二
36	天正一(62至翌)	寄進玉泉寺武藏国多西郡秋留之事	二
35	天正一(63至翌)	寄進瑞雲寺武藏国多西郡秋留郡	二
34	天正一(64至翌)	山田村之内八石之事	二
33	天正一(65至翌)	寄進真照寺武藏国多西郡秋留之郡引田之村	二
32	天正一(66至翌)	之内八石之事	二
31	天正一(67至翌)	寄進大明神武藏国多西郡大幡之内拾石之事	二
30	天正一(68至翌)	寄進玉泉寺武藏国多西郡秋留之事	二
29	天正一(69至翌)	寄進瑞雲寺武藏国多西郡秋留郡	二
28	天正一(70至翌)	山田村之内八石之事	二
27	天正一(71至翌)	寄進真照寺武藏国多西郡秋留之郡引田之村	二
26	天正一(72至翌)	之内八石之事	二
25	天正一(73至翌)	寄進大明神武藏国多西郡大幡之内拾石之事	二
24	天正一(74至翌)	寄進玉泉寺武藏国多西郡秋留之事	二
23	天正一(75至翌)	寄進瑞雲寺武藏国多西郡秋留郡	二
22	天正一(76至翌)	山田村之内八石之事	二
21	天正一(77至翌)	寄進真照寺武藏国多西郡秋留之郡引田之村	二
20	天正一(78至翌)	之内八石之事	二
19	天正一(79至翌)	寄進大明神武藏国多西郡大幡之内拾石之事	二
18	天正一(80至翌)	寄進玉泉寺武藏国多西郡秋留之事	二
17	天正一(81至翌)	寄進瑞雲寺武藏国多西郡秋留郡	二
16	天正一(82至翌)	山田村之内八石之事	二
15	天正一(83至翌)	寄進真照寺武藏国多西郡秋留之郡引田之村	二
14	天正一(84至翌)	之内八石之事	二
13	天正一(85至翌)	寄進大明神武藏国多西郡大幡之内拾石之事	二
12	天正一(86至翌)	寄進玉泉寺武藏国多西郡秋留之事	二
11	天正一(87至翌)	寄進瑞雲寺武藏国多西郡秋留郡	二
10	天正一(88至翌)	山田村之内八石之事	二
9	天正一(89至翌)	寄進真照寺武藏国多西郡秋留之郡引田之村	二
8	天正一(90至翌)	之内八石之事	二
7	天正一(91至翌)	寄進大明神武藏国多西郡大幡之内拾石之事	二
6	天正一(92至翌)	寄進玉泉寺武藏国多西郡秋留之事	二
5	天正一(93至翌)	寄進瑞雲寺武藏国多西郡秋留郡	二
4	天正一(94至翌)	山田村之内八石之事	二
3	天正一(95至翌)	寄進真照寺武藏国多西郡秋留之郡引田之村	二
2	天正一(96至翌)	之内八石之事	二
1	天正一(97至翌)	寄進大明神武藏国多西郡大幡之内拾石之事	二
51	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
50	武藏史料銘記集	武藏史料銘記集	武藏史料銘記集
49	武藏史料銘記集	武藏史料銘記集	武藏史料銘記集
48	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
47	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
46	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
45	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
44	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
43	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
42	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
41	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
40	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
39	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
38	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
37	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
36	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
35	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
34	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
33	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
32	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
31	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
30	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
29	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
28	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
27	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
26	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
25	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
24	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
23	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
22	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
21	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
20	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
19	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
18	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
17	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
16	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
15	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
14	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
13	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
12	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
11	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
10	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
9	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
8	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
7	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
6	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
5	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
4	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
3	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
2	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿
1	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿	新編武藏風土記稿

第1節 多摩の東と西——中世福生の位置——

(53) 天正(五(壬午))・二九	寄進吉祥院武藏國多西郡秋留郷横沢之内二十石
(54) 天正(五(壬午))・三一	奉納日輪出生大一面武州多西郡平井の郷尾崎村
(55) 天正(五(壬午))・三二	文禄(三(癸酉))・五・三 武州多西郡丁原山本藤右衛門康重三代目
(56) 文禄(三(癸酉))・一〇・二五	文禄(三(癸酉))・一〇 武州多西郡和田の郷御領私領御繩打水帳
(57) 文禄(三(癸酉))・一〇	文禄(三(癸酉))・一〇 武州多西郡関戸郷御繩打帳
(58) 文禄(三(癸酉))・三	文禄(三(癸酉))・三 武州柏保多西郡長淵郷今寺藤橋山報恩寺
(59) 慶長(七(丙子))・八・三	慶長(七(丙子))・八・三 武州多西の郷大沢村御地詰帳
(60) 慶長(四(乙卯))・三・三	慶長(四(乙卯))・三・三 武州多西郡想郷衆分同行檀那等之事
(61) 寛永(三(戊辰))・九・九	寛永(三(戊辰))・九・九 武州多西郡横山觀池山大善寺
(62) 寛永(六(己巳))	寛永(六(己巳)) 西福寺多西郡大久保本寺三室院
(63) 寛永(一(庚午))・五・六	寛永(一(庚午))・五・六 武州多西郡大久野郷耕雲山天正禪寺
(64) 寛永(二(辛未))・九・二	寛永(二(辛未))・九・二 武州多西郡田中島庄羽村重山水阿蘇宮之祠宮
(65) 寛永(三(壬申))・六・三	寛永(三(壬申))・六・三 神道裁許之狀
(66) 寛永(四(癸酉))・九・九	寛永(四(癸酉))・九・九 武州多西郡武宮大明神
(67) 寛永(五(壬戌))・九・二	寛永(五(壬戌))・九・二 武州多西郡小宮領内油平村中島茂兵衛上給
(68) 寛永(六(癸亥))・九・二	寛永(六(癸亥))・九・二 御檢地帳
(69) 寛永(七(甲子))・九・二	寛永(七(甲子))・九・二 武州多西郡小宮領内油平村油川六太夫上給
(70) 寛永(八(乙丑))・九・二	寛永(八(乙丑))・九・二 御檢地帳
(71) 寛永(九(丙寅))・三・六	寛永(九(丙寅))・三・六 武州多西郡熊川半沢坊者本山之先達職三而
(72) 正保(二(癸未))	正保(二(癸未)) 武州多西郡想郷衆分同行檀那等之事
(73) 元禄(三(戊午))・七・六	元禄(三(戊午))・七・六 武州多西郡木曾村先達覺円坊霞下修分共
(74) 延享(三(壬辰))・三	(略) 武州多西郡修驗共
(75) (53) 德川家康寄進状	宝藏寺尾崎觀音懸仏 (秋川市)
(76) (54) 御嶽神社奉納大刀銘	聖護院門跡御教書 (石川文書)
(77) (55) 檢地帳 (八王子市飯島家文書)	檢地帳 (八王子市市立史料館所蔵佐伯文書多摩市)
(78) (56) 報恩寺地蔵堂棟札 (青梅市今寺)	聖護院門跡御教書 (石川文書)
(79) (57) (八王子市大沢家文書)	聖護院門跡御教書 (内出家文書)
(80) (58) 大善寺鐘銘	大善寺鐘銘
(81) (59) 吉祥寺鐘銘 (檜原村)	吉祥寺鐘銘 (檜原村)
(82) (60) 諸宗本末寺帳	諸宗本末寺帳
(83) (61) 天正寺鐘銘 (日の出町)	天正寺鐘銘 (日の出町)
(84) (62) 二宮神社鐘銘 (秋川市)	二宮神社鐘銘 (秋川市)
(85) (63) 檢地帳 (秋川市中村家文書)	検地帳 (秋川市中村家文書)
(86) (64) 檢地帳 (秋川市中村家文書)	検地帳 (秋川市中村家文書)
(87) (65) 檢地帳 (秋川市中村家文書)	検地帳 (秋川市中村家文書)
(88) (66) 羽村町史	羽村町史
(89) (67) 羽村町史	羽村町史
(90) (68) 羽村町史	羽村町史
(91) (69) 羽村町史	羽村町史
(92) (70) 广園寺鐘銘 (八王子市)	新編武藏風土記稿
(93) (71) (国立史料館所蔵富沢家文書)	新編武藏風土記稿
(94) (72) 善生寺半鐘銘 (日野市)	新編武藏風土記稿
(95) (73) 武州多西郡想郷衆分同行檀那等之事	近世村落形成の基礎構造 (安沢秀一著)
(96) (74) 武州多西郡木曾村先達覺円坊霞下修分共	福生市史資料編中世・寺社
(97) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) (142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149) (150) (151) (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175) (176) (177) (178) (179) (180) (181) (182) (183) (184) (185) (186) (187) (188) (189) (190) (191) (192) (193) (194) (195) (196) (197) (198) (199) (200) (201) (202) (203) (204) (205) (206) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (216) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (230) (231) (232) (233) (234) (235) (236) (237) (238) (239) (240) (241) (242) (243) (244) (245) (246) (247) (248) (249) (250) (251) (252) (253) (254) (255) (256) (257) (258) (259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) (276) (277) (278) (279) (280) (281) (282) (283) (284) (285) (286) (287) (288) (289) (290) (291) (292) (293) (294) (295) (296) (297) (298) (299) (300) (301) (302) (303) (304) (305) (306) (307) (308) (309) (310) (311) (312) (313) (314) (315) (316) (317) (318) (319) (320) (321) (322) (323) (324) (325) (326) (327) (328) (329) (330) (331) (332) (333) (334) (335) (336) (337) (338) (339) (340) (341) (342) (343) (344) (345) (346) (347) (348) (349) (350) (351) (352) (353) (354) (355) (356) (357) (358) (359) (360) (361) (362) (363) (364) (365) (366) (367) (368) (369) (370) (371) (372) (373) (374) (375) (376) (377) (378) (379) (380) (381) (382) (383) (384) (385) (386) (387) (388) (389) (390) (391) (392) (393) (394) (395) (396) (397) (398) (399) (400) (401) (402) (403) (404) (405) (406) (407) (408) (409) (410) (411) (412) (413) (414) (415) (416) (417) (418) (419) (420) (421) (422) (423) (424) (425) (426) (427) (428) (429) (430) (431) (432) (433) (434) (435) (436) (437) (438) (439) (440) (441) (442) (443) (444) (445) (446) (447) (448) (449) (450) (451) (452) (453) (454) (455) (456) (457) (458) (459) (460) (461) (462) (463) (464) (465) (466) (467) (468) (469) (470) (471) (472) (473) (474) (475) (476) (477) (478) (479) (480) (481) (482) (483) (484) (485) (486) (487) (488) (489) (490) (491) (492) (493) (494) (495) (496) (497) (498) (499) (500) (501) (502) (503) (504) (505) (506) (507) (508) (509) (510) (511) (512) (513) (514) (515) (516) (517) (518) (519) (520) (521) (522) (523) (524) (525) (526) (527) (528) (529) (530) (531) (532) (533) (534) (535) (536) (537) (538) (539) (5310) (5311) (5312) (5313) (5314) (5315) (5316) (5317) (5318) (5319) (5320) (5321) (5322) (5323) (5324) (5325) (5326) (5327) (5328) (5329) (5330) (5331) (5332) (5333) (5334) (5335) (5336) (5337) (5338) (5339) (53310) (53311) (53312) (53313) (53314) (53315) (53316) (53317) (53318) (53319) (53320) (53321) (53322) (53323) (53324) (53325) (53326) (53327) (53328) (53329) (53330) (53331) (53332) (53333) (53334) (53335) (53336) (53337) (53338) (53339) (533310) (533311) (533312) (533313) (533314) (533315) (533316) (533317) (533318) (533319) (533320) (533321) (533322) (533323) (533324) (533325) (533326) (533327) (533328) (533329) (533330) (533331) (533332) (533333) (533334) (533335) (533336) (533337) (533338) (533339) (533340) (533341) (533342) (533343) (533344) (533345) (533346) (533347) (533348) (533349) (533350) (533351) (533352) (533353) (533354) (533355) (533356) (533357) (533358) (533359) (533360) (533361) (533362) (533363) (533364) (533365) (533366) (533367) (533368) (533369) (533370) (533371) (533372) (533373) (533374) (533375) (533376) (533377) (533378) (533379) (533380) (533381) (533382) (533383) (533384) (533385) (533386) (533387) (533388) (533389) (533390) (533391) (533392) (533393) (533394) (533395) (533396) (533397) (533398) (533399) (5333100) (5333101) (5333102) (5333103) (5333104) (5333105) (5333106) (5333107) (5333108) (5333109) (5333110) (5333111) (5333112) (5333113) (5333114) (5333115) (5333116) (5333117) (5333118) (5333119) (5333120) (5333121) (5333122) (5333123) (5333124) (5333125) (5333126) (5333127) (5333128) (5333129) (5333130) (5333131) (5333132) (5333133) (5333134) (5333135) (5333136) (5333137) (5333138) (5333139) (5333140) (5333141) (5333142) (5333143) (5333144) (5333145) (5333146) (5333147) (5333148) (5333149) (5333150) (5333151) (5333152) (5333153) (5333154) (5333155) (5333156) (5333157) (5333158) (5333159) (5333160) (5333161) (5333162) (5333163) (5333164) (5333165) (5333166) (5333167) (5333168) (5333169) (5333170) (5333171) (5333172) (5333173) (5333174) (5333175) (5333176) (5333177) (5333178) (5333179) (5333180) (5333181) (5333182) (5333183) (5333184) (5333185) (5333186) (5333187) (5333188) (5333189) (5333190) (5333191) (5333192) (5333193) (5333194) (5333195) (5333196) (5333197) (5333198) (5333199) (5333200) (5333201) (5333202) (5333203) (5333204) (5333205) (5333206) (5333207) (5333208) (5333209) (5333210) (5333211) (5333212) (5333213) (5333214) (5333215) (5333216) (5333217) (5333218) (5333219) (5333220) (5333221) (5333222) (5333223) (5333224) (5333225) (5333226) (5333227) (5333228) (5333229) (5333230) (5333231) (5333232) (5333233) (5333234) (5333235) (5333236) (5333237) (5333238) (5333239) (5333240) (5333241) (5333242) (5333243) (5333244) (5333245) (5333246) (5333247) (5333248) (5333249) (5333250) (5333251) (5333252) (5333253) (5333254) (5333255) (5333256) (5333257) (5333258) (5333259) (5333260) (5333261) (5333262) (5333263) (5333264) (5333265) (5333266) (5333267) (5333268) (5333269) (5333270) (5333271) (5333272) (5333273) (5333274) (5333275) (5333276) (5333277) (5333278) (5333279) (5333280) (5333281) (5333282) (5333283) (5333284) (5333285) (5333286) (5333287) (5333288) (5333289) (5333290) (5333291) (5333292) (5333293) (5333294) (5333295) (5333296) (5333297) (5333298) (5333299) (5333300) (5333301) (5333302) (5333303) (5333304) (5333305) (5333306) (5333307) (5333308) (5333309) (5333310) (5333311) (5333312) (5333313) (5333314) (5333315) (5333316) (5333317) (5333318) (5333319) (5333320) (5333321) (5333322) (5333323) (5333324) (5333325) (5333326) (5333327) (5333328) (5333329) (5333330) (5333331) (5333332) (5333333) (5333334) (5333335) (5333336) (5333337) (5333338) (5333339) (53333310) (53333311) (53333312) (53333313) (53333314) (53333315) (53333316) (53333317) (53333318) (53333319) (53333320) (53333321) (53333322) (53333323) (53333324) (53333325) (53333326) (53333327) (53333328) (53333329) (53333330) (53333331) (53333332) (53333333) (53333334) (53333335) (53333336) (53333337) (53333338) (53333339) (53333340) (53333341) (53333342) (53333343) (53333344) (53333345) (53333346) (53333347) (53333348) (53333349) (53333350) (53333351) (53333352) (53333353) (53333354) (53333355) (53333356) (53333357) (53333358) (53333359) (53333360) (53333361) (53333362) (53333363) (53333364) (53333365) (53333366) (53333367) (53333368) (53333369) (53333370) (53333371) (53333372) (53333373) (53333374) (53333375) (53333376) (53333377) (53333378) (53333379) (53333380) (53333381) (53333382) (53333383) (53333384) (53333385) (53333386) (53333387) (53333388) (53333389) (53333390) (53333391) (53333392) (53333393) (53333394) (53333395) (53333396) (53333397) (53333398) (53333399) (533333100) (533333101) (533333102) (533333103) (533333104) (533333105) (533333106) (533333107) (533333108) (533333109) (533333110) (533333111) (533333112) (533333113) (533333114) (533333115) (533333116) (533333117) (533333118) (533333119) (533333120) (533333121) (533333122) (533333123) (533333124) (533333125) (533333126) (533333127) (533333128) (533333129) (533333130) (533333131) (533333132) (533333133) (533333134) (533333135) (533333136) (533333137) (533333138) (533333139) (533333140) (533333141) (533333142) (533333143) (533333144) (533333145) (533333146) (533333147) (533333148) (533333149) (533333150) (533333151) (533333152) (533333153) (533333154) (533333155) (533333156) (533333157) (533333158) (533333159) (533333160) (533333161) (533333162) (533333163) (533333164) (533333165) (533333166) (533333167) (533333168) (533333169) (533333170) (533333171) (533333172) (533333173) (533333174) (533333175) (533333176) (533333177) (533333178) (533333179) (533333180) (533333181) (533333182) (533333183) (533333184) (533333185) (533333186) (533333187) (533333188) (533333189) (533333190) (533333191) (533333192) (533333193) (533333194) (533333195) (533333196) (533333197) (533333198) (533333199) (533333200) (533333201) (533333202) (533333203) (533333204) (533333205) (533333206) (533333207) (533333208) (533333209) (533333210) (533333211) (533333212) (533333213) (533333214) (533333215) (533333216) (533333217) (533333218) (533333219) (533333220) (533333221) (533333222) (533333223) (533333224) (533333225) (533333226) (533333227) (533333228) (533333229) (533333230) (533333231) (533333232) (533333233) (533333234) (533333235) (533333236) (533333237) (533333238) (533333239) (533333240) (533333241) (533333242) (533333243) (533333244) (533333245) (533333246) (533333247) (533333248) (533333249) (533333250) (533333251) (533333252) (533333253) (533333254) (533333255) (533333256) (533333257) (533333258) (533333259) (533333260) (533333261) (533333262) (533333263) (533333264) (533333265) (533333266) (533333267) (533333268) (533333269) (533333270) (533333271) (533333272) (533333273) (533333274) (533333275) (533333276) (533333277) (533333278) (533333279) (533333280) (533333281) (533333282) (533333283) (533333284) (533333285) (533333286) (533333287) (533333288) (533333289) (533333290) (533333291) (533333292) (533333293) (533333294) (533333295) (533333296) (533333297) (533333298) (533333299) (533333300) (533333301) (533333302) (533333303) (533333304) (533333305) (533333306) (533333307) (533333308) (533333309) (533333310) (533333311) (533333312) (533333313) (533333314) (533333315) (533333316) (533333317) (533333318) (533333319) (533333320) (533333321) (533333322) (533333323) (533333324) (533333325) (533333326) (533333327) (533333328) (533333329) (533333330) (533333331) (533333332) (533333333) (533333334) (533333335) (533333336) (533333337) (533333338) (533333339) (533333340) (533333341) (533333342) (533333343) (533333344) (533333345) (533333346) (533333347) (533333348) (533333349) (533333350) (533333351) (533333352) (533333353) (533333354) (533333355) (533333356) (533333357) (533333358) (533333359) (533333360) (533333361) (533333362) (533333363) (533333364) (533333365) (533333366) (533333367) (533333368) (533333369) (533333370) (533333371) (533333372) (533333373) (533333374) (533333375) (533333376) (533333377) (533333378) (533333379) (533333380) (533333381) (533333382) (533333383) (533333384) (533333385) (533333386) (533333387) (533333388) (533333389) (533333390) (533333391) (533333392) (533333393) (533333394) (533333395) (533333396) (533333397) (533333398) (533333399) (533333400) (533333401) (533333402) (533333403) (533333404) (533333405) (533333406) (533333407) (533333408) (533333409) (533333410) (533333411) (533333412) (533333413) (533333414) (53333341	

もちろんこれが両郡を示すすべての資料ではない。今日採集しうるものののみをまとめたにすぎない。後述するように両郡名が近世中期に至っても使われていることからすれば、なお地方文書(じかたもんじょ)から多くの事例が追認されるとともに、郡域や時期的な様相が明らかになろうと思われる（表の作成にあたっては、大石学「武州多東郡中野郷と小代官堀江家」『多摩のあゆみ46』、同「中近世移行期の多東郡中野郷と小代官堀江家」「中野村宝仙寺の由緒と歴史的変遷」『東京学芸大学近世史研究第四号——武藏国多摩郡中野村名主家堀江家文書調査報告書』を基礎に『羽村町史』その他を参考にした）。これによれば、多東郡の初見は元徳二年（1330）であり（『多東郡』記載資料一覧番号①、以下多東①と記す）、多西郡の初見は仁平四年（1294）である（多西①）。多西郡が一二世紀半にみられるところから、多東郡もその時期までさかのぼることができよう。また最終は、多東郡が元禄一四年（1701）であり（多東⑤）、多西郡は延享三年（1786）である（多西⑤）ところから、多東・多西の郡名は、中世以前から中世を通じ、さらに近世中期まで約六〇〇年にわたって使用されていたことがわかる。

そして両郡名の使用されたケースを見るならば、鎌倉期にあつては吾妻鏡や閑東下知状、室町・戦国期には鎌倉公方足利氏の寄進状や奉行人奉書、戦国大名の給人所領の台帳、豊臣期から近世初期においては、秀吉の禁制や徳川家康による寺社領の寄進状、あるいは検地帳の類、さらに近世中期にも検地帳や將軍の寄進状などといった、政権担当者の公的記録や公文書にその記載がみられる。また、大般若經奥書、仏像銘、棟札、鐘・鰐口銘といった、社寺および信仰にかかるものにも使用されており、ここから広く民衆の間でも使われていたことがいえる。そして近世の日待信仰や庚申信仰、さらには燈籠や墓碑銘にもみられるように、多東・多西郡の使用は、中世から近世を通じて支配者・被支配者を問わず様々な人々、様々な場合に使われていた。これは公的にも私的にも多東・多西郡が広域名称と

して定着し、一定の意味をもつていたことの証拠であろう。

福生市域の場合、「多東郡」と記されている資料は、表にみられるように⑧・⑯・⑰の三例が知られている。ただ⑧の阿豆佐美神社の棟札については、市史編纂の過程で実見の機会がなく、また⑯の正長二年は正保二年と考えられるから、中世の福生について多東郡と記されている資料の確証を得ることができなかつた。しかし福生市域が、近世に多東郡に属していたことは⑯・⑰で確實であるから、中世においてもおそらくそうであろう。

ではなぜ、多摩郡は多東郡と多西郡に分けられたのであらうか。もともと郡は、律令国家が地方を支配するために設定した行政区画であるが、こうした古代以来の郡が、さらに東・西・中・南・北に分割されることがあつた。その時期は一世紀後半あるいは一一・一二世紀にかけてとされている(『羽村町史』)。東国での数例を示せば、常陸国茨城郡が南郡・北郡、信太郡が東条・西条、下總国匝瑳郡が北条・南条、印旛郡が印東郡・印西郡、葛飾郡が葛東・葛西であり、相模国では三浦郡を除いた六郡を東・西・中郡としたことがある。そして武藏国においても、入間郡の入東・入西、埼玉郡の埼東・埼西などがみられるのである。

こうした分郡は一般的には地域における豪族の成長が、古代的郡を解体させていったとされている。そして、中世的郡は豪族の支配領域の単位として機能し、彼らは郡内の徵稅をおこなつて、中央への所當・官物を納めたのである。いわば下からの分郡の途である。ただその場合、『羽村町史』も指摘するように、一般的に豪族たちはその郡名を名字とすることが多いが、多摩地域において多東・多西を名字とする豪族は見当らない。そのことからすれば、多東・多西郡の場合はほかの郡と異なり、國^ノ行政による上からの分郡の途をたどつたのではないかと推測することもできる。すなわち多摩郡が広域であり、また古代末期には武藏七党などの武士団が各地に根拠地をもち、それぞれが相互



図II-1 多東郡・多西郡 現行地名比定図

に複雑な政治状況を呈していたため、国府の行政をいきわたらせるような配慮によるものと考えられるからである。

では多東郡と多西郡の境はどこであろうか。これについては、近世において大田南畠（蜀山人）は「向岡閑話」のなかで「多東郡とは則狭山より東のかたをいふ。多麻東郡といふを略せり。西を多西郡といふとぞ」とい、『新編武藏風土記稿』（以下『風土記稿』と略す）の編者は多摩川であるとした。

戦後になって『三鷹市史』や『羽村町史』では、さきの「多摩川境説」を踏襲し、中野藤吾は「鎌倉時代に、一時東西に分けて国府のある府中から西を多西郡、東を多東郡と呼んだこともあった」（「三多摩史への道——多摩の個性を求めて——」『多摩のあゆみ43』）とされ、三輪修三は中野説と多摩川境説は同一として、多摩川境説を支持している（『多摩川——境界の風景』）。これにたいし大石学は多摩川

境説とすると、多摩川右岸（南岸）の稻城・多摩市域にも多東郡と記されている資料がある（多東⁽²³⁾・⁽³³⁾・⁽⁴⁹⁾）ことの説明がつかないことを指摘し、蒐集した事例を地図におとすかぎりでは「多摩川と鎌倉街道の組み合わせ（府中より上流多摩川が境界、府中より下流は鎌倉街道の東側が多東郡）を考えることも可能である」とされている（「中近世移行期の多東郡中野郷と小代官堀江家」『東京学芸大学近世史研究⁴』）。

そこであらためて、地図上に多東・多西郡を現行地名においていくと、やはり大槻的には多摩川を境としているのがいえるであろう。しかし大石の指摘するように、多摩・稻城市域のうちが多東郡と表現されたことをどう説明するかであろう。これらの事例が誤記でないことは、現在の横浜市港北区小机（旧武藏国橘樹郡）が「田東郡」と記されたことからも（多東⁽³⁴⁾・⁽³⁵⁾・⁽³⁶⁾）理解できる。そこで考えられることは、両郡の境がときには鎌倉街道となつたのではないかということである。すなわち関戸や連光寺は現在の多摩市に属するが、時代によって多東郡（⑦・⁽³³⁾）になつたりしたのではないだろうか。

そしてこうした事例がこの地域にかぎられているところから、この地域が多東・多西郡の境であつた時代もあつたと思われる。こうした郡境の移動であるが、前述したように多東・多西郡は古代以来、とくに大きな政治勢力の存在を想定しえないところからすれば、国によって恣意的に郡境の移動がおこないやすかつたといえよう。ただしその理由は不明とせざるをえない。

「なお、多東郡の事例につき、市内石川彌八郎家文書「寛永二年小春吉日付、普濟寺乾龍讃」の「石川衛門丞者、生緑武州多東郡福生郷熊川人也」（『石川酒造文書一』）多西郡の事例につき年未詳（元禄九年以前四月一日付慈眼院隆寛書状『寺社』11）を追加する。」

地域をめぐる交流

また地域の歴史を考える上で「交流」のもつ意味は大きい。地域で暮らす人々は、地域の独自の生産や生活のあり方に拠りながらも、他地域の人々との交流のなかでそれらを補完してきた。交流の実態とは情報、もの、技術、宗教などがあげられる。すなわち地域の人々の生活や生産は決して閉鎖的ではなかった。むしろさまざまな交流をもとに、独自の地域性を形成し、それによって変容していくと考えられよう。ただし、それを福生市域にかかわる中世の歴史のなかに見つけ出すことは、なかなかむずかしい。

ところで、福生市域と他地域とを結ぶ交通路はどうだったのであろうか。中世における関東の政治的中心は鎌倉であり、関東各地には鎌倉へ通じる道が敷設されていた。とくに多摩川は鎌倉防衛にあたっての第一線であり、南関東における軍略上の要衝であった。たとえば文明一二年（一四六〇）頃と推定される高瀬民部丞に宛てた太田道灌の長文の手紙には、「（文明九年）三月十四日可致夜詰行候之處、大雨降而多波川増候之間、調儀令相違候」と述べており、また北条氏政書状には「先早々多破川迄可打ち着諸口之由、早飛脚立候」とみえるなど、多摩川が軍事上、大きな意味をもっていたことがわかる。この多摩川を渡る古い道筋は、①神奈川道、②中原道、③大山道、④鎌倉道、⑤山の根道などが有名で①は矢口（大田区）、②は丸子（川崎市中原区）、③は二子（川崎市高津区）、④は分倍（府中市）、⑤は押島（昭島市）といった渡場が有名であった。もちろん多摩川の渡はこれだけだったわけではない。③と④の間にも登戸の渡（川崎市多摩区）、矢野口の渡（稻城市）が近世には存在していたから、これらはおそらく中世からあったと考えてよからう。また、大悲願寺（五日市町）所蔵年未詳（近世初期と推定される）の「諸勘進書上」（『寺社』160）には「牛浜之橋かけ替之節」とみえ、また「玉川之橋壹年ニ再三かけ替候節」などともみえているから、中世からここが渡河点であった、あるいは船橋があったかも知れない。また同資料には「牛浜の船」「福生村船」「青梅之船」と

みえているように、これらが交通の手段であったことはいうまでもないであろう。したがつて福生市域の人々にとつて、多摩川は増水による交通の一時的遮断はあつたにせよ、重要な南からのさまざまな伝達ルートだったのである。こうしたルートに乗つて、とくに有力な支配者をもたない福生市域に対岸の領主たちや、後北条氏などの勢力がおよんでくる。とくに北条氏照により福生市域は滝山・八王子城の直轄領であつた。

また宗教も浸透してくる。この点については第四章第一節で述べるところであるが、市内寺院の多くは福生市から南方、すなわち多摩川右岸からの影響を強く受けていると考えられている。たとえば五日市町小和田の広徳寺は臨済宗の古刹であるが、中世以来市内の清岩院の本寺が広徳寺であることは明らかであつて、そこにも教線の拡大の方向を知ることができる。

また、同じく五日市町の大悲願寺の過去帳に、天正一九年（二九）八月五日に没した「道覚禪定門」は「福生村熊川当寺旦那野島兵庫父」であり、これは中世から近世の移行期にあつて、大悲願寺の旦那が市内熊川に存在していたことを示している。なお、この野島兵庫（輔）は同年一〇月一七日に、父母の菩提のために大悲願寺に弘法大師木像を寄進している（『寺社』¹⁵⁶）。こうした宗教的事例も、わずかではあるが、福生市域と他地域との交流の一つとすることができよう。さらに板碑の伝播にも注目する必要があろう。

**中世多摩の
なかの福生**

福生市域の中世史を考えるにあたり、いくつかの前提をのべてきた。そこであきらかになつたことをまとめてみよう。まず第一に、福生市域の西南地域には中世以前において、弓削荘や船木田荘といつ

た荘園、由比牧・小川牧・小野牧といった官牧、そして杣保など中央・都の支配者たちの経済的基盤となつたところが多く存在していたが、それに対し福生市域にはそれらが存在しなかつたことである。これは福生市域が武藏野台地

の西部の奥に位置し、台地といった当時としてはなかなか開発の進展しにくい立地にあったことと関係してこよう。したがって、中央の歴史展開に直接対応する条件に乏しかったことがいえる。

第二に、しかし市内の中世遺跡などから推定されるように、「長者堀遺跡」の存在は、鎌倉・室町時代にはある程度の開発が進んでいったことを語っている。開発が進展していくと、他地域との交流も相乗効果となって、市域も発展をみせるようになってくる。

第三に福生市域は多摩川を南に望む立地条件にあるが、多摩川のもつ意味は福生市域にとって大きい。川は他地域との境界ではあるが、また浸透の場でもあった。対岸の領主たちの勢力の浸透、とくに北条氏照による直轄化そして宗教勢力の浸透も事例としてあげられよう。したがって、福生市域には他地域からのさまざまな浸透が想定される。この理由は対岸に丘陵地帯をひかえ、地形的にはその入口にもあたるという条件によったものであろう。

第四に、中世の福生における独立した領主の存在をなぜ認めることができないのか、という点であるが、それはこれまで述べてきたことからもわかるように、やはり生産力の相対的な低さによるものであろう。すなわち領主が領主として存在することのできる経済的基盤に乏しかったということであろう。案外、これが福生市域の中世的な展開を規定していくのかも知れない。

以上、中世の福生市域とそれをとりまく様相について紹介してきた。いうまでもなく福生市域にかかる中世資料はかぎられている。したがって市域周辺の状況も眺めつつ、中世福生の歴史を描いていくことにしたい。

第一節 多摩の武士団と鎌倉幕府の開設

武士団の形 成

平安時代中期すなわち一〇世紀、中央集権的な律令国家が崩れて王朝国家へと大きく転換する時期に、「辺境の地」と見下された関東には数多くの武士団が形成された。平将門の乱（937～40）では関東各地の武士団が参加したが、一方制圧する立場で戦いに参加する武士団も多かった。一〇世紀の関東は武士団の動向を抜きにして語ることのできない社会となつていった。

元来、武士となつた人々は、王朝国家の地方的組織として発達した国衙（今の県庁的なもの）に勤める在庁官人や莊園の管理者である莊官たちであった。在庁官人は大化前代からの在地豪族で郡司・郷司となつた者や任地に土着した国司の子孫などを出自として、国衙で行政・警察などの仕事に従事していた。在庁官人は国衙領（国衙の直轄地）の中に在序名と呼ばれる名田（みょうでん）を開拓・經營して富を蓄えた。また莊官は、一〇世紀以降に自ら開拓した土地を莊園として中央の有力貴族（特に摂関家）・寺社に寄進して莊園領主として仰ぎ、そのかわりに下司職、預所職などの直接管理者に任命された者たちのことをいう。莊官も年貢を莊園領主に上納する一方で、領主の保護をうけ莊園内に広い名田を經營し、富を蓄えた。このように国衙領・莊園内に名田を開拓・經營した在庁官人や莊官は、自らの権利・領有地・領民を守るために、家子（一族）・郎党に武装させて、弓馬の技をみがかせたのである。これら武装した者たちが集団化したものを武士団といつてある。やがて小さな武士団は血縁あるいは地縁によつて結合し、大きな武士団へ

と成長していった。

関東の武士団は、桓武天皇の曾孫平高望の子孫を称して桓武平氏と呼ばれる系統、下野国押領使藤原秀郷（俵藤太の伝説で有名）の子孫を称する系統、清和天皇の後裔で前九年・後三年の役で武名をあげた源義家・義光兄弟の子孫を称する清和源氏と呼ばれる系統の三つが大きな勢力を持っていた。

武蔵国の武士団

武蔵国内に目を転ずると、武士団の規模は大小さまざまであるが、そのうち秩父地方（埼玉県北西部）から荒川流域を中心に武蔵野一帯に展開している桓武平氏系の秩父一族（秩父党）が武蔵国最大の武士団であった。このほか「武蔵七党」という呼称にみられるような「党」という中の武士団が存在した。「党」という語には「むれ」・「集団」という意味や「行動をともにする仲間・ともがら」という意味がある。「武蔵七党」に代表される武士団の党（党的武士団）は単なる仲間というのではなく、主に共通の先祖から派生した諸氏からなるものであり、諸氏を統制するような特定の惣領家を持たず、相互の独立性を維持しつつも同族意識をもって結合し、合戦の際には連合して戦う集団を指しているのである。

ここで武蔵国的主要な武士団である秩父一族と武蔵七党について触れておきたい。

秩父一族とは主に秩父・畠山・河越・江戸・豊島・葛西・小山田・稻毛・榛谷の諸氏をいうが、先にも述べたように桓武平氏の平良文の子孫であるとされている。一族の元となつた秩父氏は秩父郡の官牧の別当（監督者）であったらしい。秩父氏は清和源氏の頼義・義家の前九年の役（1051～52）に従軍して以降、武蔵国内に勢力をもち子孫を各地に進出させた。その背景には秩父氏が清和源氏の力を後立てとして、代々武蔵国留守所總檢校の職にあり、武蔵国衙の在府官人を総監する立場にあつたことによる。その勢力範囲は先述したような荒川流域のみならず、国府（府中

市)近くの私牧(小山田牧・町田市域)を中心とした多摩郡から橘樹郡(川崎市・横浜市)あたりにも勢力を持つていた。

次に「武藏七党」と呼ばれる武士団であるが、「武藏七党系図」(『続群書類従』五上)には、野与・猪俣・丹・児玉・村山・横山・西の七党を載せて いる。しかし、必ずしもこの七党とはかぎらず、『書言字考節用集』では野与・村山党をはずし、私市・綏(つづき)の二党を挙げている。ここでは七党のうち後述する多摩郡域に拠点をおいた西・横山の二党を除いた七党について触れておきたい。

(1) 野与党(多石・鬼窪・柏間・道智・多賀谷・道後・笠原・大蔵・箕匂・渋江) 平良文の子孫と称する。埼玉郡(埼玉県)を本拠として、一部は上野国や下総国に分布した。

(2)

猪俣党(猪俣・河匂・莊原・人見・甘糟・藤田・岡部・男衾・木部・柄窪) 小野(おの)の子孫であると称する。

那賀郡猪俣(埼玉県美里町)を本拠として、那賀郡のほか児玉・比企・大里郡(ともに埼玉県)や上野・下野国の一帯にも進出している。

(3)

丹党(中村・横瀬・薄(すすき)・勅使河原・新里・安保・長浜・青木・小島・高麗(こま)・中山・白島・山田・井戸) 大化

前代からつづく豪族多治比氏の子孫で、秩父石田牧の別当丹治峰時に始まるといわれる。牧の経営を通じて台頭した左近官人級領主といわれ、主に賀美・秩父・児玉・入間郡(ともに埼玉県)を勢力圏とした。

(4)

児玉党(庄・本庄・久下塚・四方田・若水・蛭川・阿佐美・塩谷・富田・浅羽・小代・越生・真下) 文部氏

の子孫有道武藏介維能を祖とするといわれる。大化前代以来の旧豪族系の在序官人級領主である。また秩父重綱の養子行重に始まる平姓児玉党(秩父・大類・稻島・片山・奥平・倉賀野)もある。これらは児玉郡(埼玉県)

を中心に戸主・大里郡や上野国の一部に発展を遂げた。

(5) 私市党（河原・太田・小沢・草原・成木・久下・楊井） 大化前代の私部領使（皇妃のために設置された部民の監督者）を祖とする旧豪族系の一族といわれ、大里・埼玉郡（とともに埼玉県）に勢力をもつた。

(6) 緑党（都筑） 平姓を称するが明らかではなく、武藏国南部の都筑郡（神奈川県）に勢力を持ったといわれる。

(7) 村山党（大井・山口・荒波多・須黒・広屋・久米・仙波・金山・難波田・桑原） 平良文の子孫と称する。入間郡と多摩郡の郡境の村山（東村山市）付近を本拠として入間郡内に広まった。

以上七つの武士団の概略を示したが、それらの成長の過程をみると、官牧の開発・経営に携わる氏族がみられる。

武藏国における武士団の発生・成立を考えるとき、前述のとおり、やはり牧の経営という要素が大きいのである。

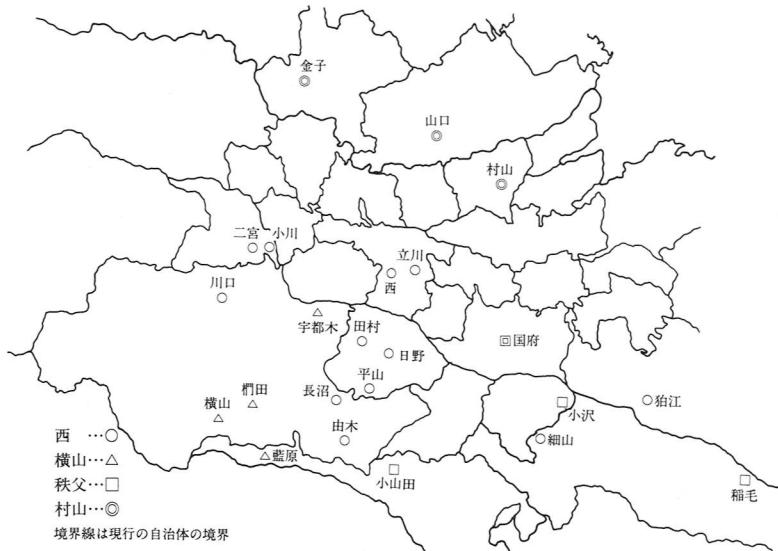
多摩郡の武士団 市域が属した多摩郡は、古代行政の中心である国府があつた郡である。そのためには在庁官人を出自とした武士団が発展していた。それらは横山党・西党・戸主党の一部であるが、ここでは横山党・戸主党

党について述べておくこととし、市域にもっとも関係が深い西党については、項を改めて述べる。

横山党（横山・鴨田・宇津木・野部・由木・山崎・菅生・鳴瀬ほか）は、小野篁（平安初期の歌人として有名）七代の孫である小野孝泰（たかやす）が武藏守として下向し、その子義孝が武藏権介横山大夫などと称して横山（八王子市）に土着したことに始まるという（『小野系図』『続群書類従』系図部）。

義孝が武藏権介を称したことと、小野氏が在序官人化したことが推測され、一方では横山の地に小野牧を經營し、それをさらに発展させ横山荘を立荘した。横山荘の中心である小野牧は、承平元年（931）一月七日に勅旨牧（皇室料馬を生産する牧）に加えられたが、毎年四〇頭もの馬を進上することが定められた（『政事要略』23八月中行事 同日

第2節 多摩の武士団と鎌倉幕府の開設



図II-2 多摩郡の武士団

付太政官符）。これは武藏国の官牧として設定されていた立野牧や由比牧などの貢馬の数をはるかにしのぎ、小野牧の経営状態の良さと牧を管理する小野氏の実力をうかがわせる。

小野牧の経営で発展した小野氏は、横山荘に住したことから横山氏を名乗ることになるが、一族も周辺地域に分派し、横山党を形成するようになる。横山党が武士団として力をつけてきたのは、源頼義・義家ら清和源氏に従って、前九年の役・後三年の役を戦った一一世紀中期以降のことといわれる。この時期の横山党の実力の一端を示す事件に、天永四年（永久元年一二三）に横山党が朝廷の追討をうけるという事件がある。『長秋記』同年三月四日条によれば、横山党二〇余人が内記太郎なる人物を殺害した、これに対して朝廷は常陸・相模・上野・下総・上総五か国の国司に横山党の追討の宣旨を出したという。この事件の本質はともかくも、横山党が武藏国内の官兵だけでは制圧しかねるほどの強力な武士団であったことを示している。

次に多摩郡内に本拠地をおいた秩父一族としての小山田氏をみてみよう。前述のように、秩父一族は荒川水系から江戸湾にかけて展開してきた。また秩父氏は武藏国留守所総檢校職として国府に滞在するようなこともあり、多摩郡との関係も深いといえる。一二世紀中期には留守所総檢校職は秩父氏の家督を継承した畠山重能（しげよし）であったと思われ、重能の弟有重は多摩郡小山田（町田市）に移り住み小山田別当有重と称した。別当というのは本来勅旨牧の管理者を指す語であるから、有重は父祖伝來の牧經營の経験を生かして、小山田の地に牧を開いたと考えられる。町田市付近の多摩丘陵一帯には、小野牧・由比牧などの勅旨牧・官牧があり、牧の開設には最良の条件を備えていたのである。有重は牧を中心に周辺の谷戸に水田を開き、小山田牧を莊園化していくのであろう。

一二世紀の末になると、有重の子重成が稻毛莊（神奈川県川崎市）、重朝が榛谷御厨（横浜市）というように進出して勢力の拡大をはかり、武藏国南部に大きな力をもつ一族となつた。しかし、小山田氏の武士団としての行動は、当然のことながら秩父一族畠山氏に連動していた。

秩父一族・横山党は源頼義・義家のころから清和源氏に属していたが、当時の多摩郡の武士たちも同様であったと思われる。平安末期にいたつてもその状況には変化はなかつた。『保元物語』には、崇徳上皇の白河殿を襲撃する清和源氏の棟梁源義朝に従う武士の中に、多摩郡域出身の粟飯原太郎（横山党）、日次悪次・平山（西党）の名がみえる。また保元の乱に敗れた源為義（義朝の父）に対して、子為朝が東国に下り次の戦いの準備をうながす言葉の中に、小山田有重の名をみることができる。『平治物語』においても義朝に従う武士として、平山武者所季重の名をみるとができる。このほかにも武藏国を含めた東国の武士の名は数多くみることができ、東国武士が源氏の有力な軍事力を形成していたことがわかる。

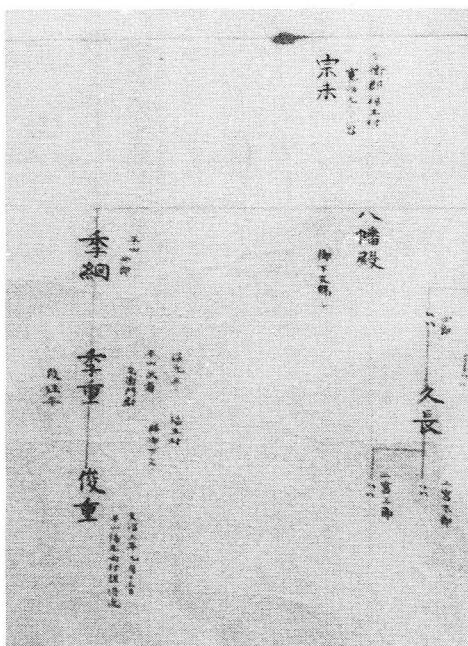
平治の乱の翌年、武藏国が平氏の知行国になると、留守所総檢校職畠山重能以下の在庁官人は、平治の乱に参加していないこともあり、平氏の傘下に加わることになった。小山田氏が周辺の莊園などに進出できたのも、平氏の傘下に入つたためであろう。源氏の従者として平氏と戦つた武士たちは、以後源頼朝が挙兵するまでの約二〇年間は、じつと地に潜むような生活を送ることになるのである。

西党と平山 西党は、多摩郡西部に分布したことによるといわれる党で、日奉氏から派生した武士団である。

「小川系図」（鹿児島県薩摩郡里村—甑島）の塩田家所蔵であったが近年焼失によれば、西党は藤原氏北家の関白藤原道隆の孫で武藏国に配流となつた宗頼が祖となつていて、また内閣文庫蔵の「諸家系図纂」（以下「西党系図」とする）では、高魂命を祖神とする日奉氏の後裔で武藏守宗頼を祖としている。日奉氏は六世紀後半敏達天皇のときに設置された日奉部（日祀部とも書く）の子孫とみる説がある。日奉部の性格・機能は判然としているが、日リ太陽を祀るということから太陽神信仰にかかる宗教行事に奉仕する品部と見られる。日奉部の分布は畿内のはか東北・関東・四国・九州に多いという。日奉という独特な姓から考へると日奉部の後裔とみるべきであろう。いずれにせよ現在伝わる系図では、宗頼が武藏守として下向したか配流されたかは別として、彼の子孫が武藏国に土着して分派し西党が生まれたのである。

宗頼の子宗親は日野大拯、孫忠が武藏大拯・日野大拯、曾孫宗守が武藏権介を称した。また宗忠の弟宗弘は日判官と称している。これらは官制を模したものであり、彼らが武藏国衙の在庁官人であつたことを物語つている。宗守と宗弘の兄弟はそれぞれ一 庁官、二 庁官と称しており、これは国衙内での順位を表わしていると思われる。時代は降るが『吾妻鏡』寛喜三年（一二三三）四月二〇日条に、武藏国留守所総檢校職の職掌に関する武藏守北条泰時の問い合わせ

序官系からは細山・由木・川口・長沼・田口・上田・平山・小川・二宮の各氏が、二序官系からは柏江・田村・土淵・立川・稻毛・須恩寺などの各氏が分出している。一序官系の小川・二序官系の由井などは、南多摩丘陵の小川牧・由比牧の管理者として活動し、また国府に近い得恒・土淵郷（いずれも日野市付近）に勢力を持っていた。また日野市の落川遺跡では、一一世紀後半と思われる柵跡をともなつた建物跡があり、武士の館跡ではないかと注目を集めているが、もし武士の館跡ならば、西党の武士のものであろう。小川牧が多摩川と秋川の合流域に推定されることから、本市域には関係の深い党といえる。西党は横山党のように有力氏^をを持たず、各氏がほぼ対等な力関係にあつた



図II-3 須島小川系図（塩田文書 鹿児島県）

せに對して、武藏国衙の在庁官人日奉実直・弘持物部宗光の勘状（調査報告書）が届けられたといふ記事がある。実直は先の両系図ともみられないが、「実」の字を名前に持つ人物の多い一庁官系の人物と推定される。弘持は二庁官系の猶江又二郎の子で田村氏に養子にはいった人物とみられる（「西党系図」の弘持の傍注では、『吾妻鏡』の記事に触れている）。このことからも日奉氏が武藏国衙の在庁官人であったことは明らかである。

西党は在序官人日奉氏を中心に展開するわけであるが、一二世紀以降に多摩川流域に分派し、一

（「西党系図」の弘持の傍注では、『吾妻鏡』の記事に触れている）。このことからも日奉氏が武藏国衙の在庁官人であったことは明らかである。

西党は在庁官人日奉氏を中心に行開するわけであるが、一二世紀以降に多摩川流域に分派し、一

176

といわれる。

おそらく本市域は多摩川をはさんで対岸にあった小川牧を管理していた西党の人々によって、開発が進められたと考えるべきであろう。また「小川系図」には「宗末_{多衛郡・福生村}寛治元・八・苞」という記述がある。宗末は一応官系宗忠の子で由木・平山氏らの祖となる宗貞の子である。「多衛郡」は多摩郡の誤記とみられるから、寛治元年(1087)八月苞日に宗末が福生村を手に入れたことを指していると思われる。宗末の下方に「八幡殿 御下文賜し」とあるので、おそらく宗末が、後三年の役(1083~87)の際、八幡太郎と称した源義家、すなわち八幡殿に従軍して、恩賞あるいは本領安堵のかたちで福生村を与えられたのである。宗末の子孫についての記述がないので、その後の福生村の領主についてはわからぬが、平山氏が保元三年(1157)に福生村を手に入れたのは、西党と福生村の関係が深かったからであろう。

頼朝の鎌倉 開幕

治承四年(1180)四月、以仁王は全国の源氏に対して、平氏打倒の令旨を発し源頼政とともに兵を挙げた。この挙兵は失敗に終わつたが、平治の乱のとき一歳で捕われ、伊豆国北条(静岡県韋山町)に流された清和源氏の嫡流源頼朝、信濃国木曾(長野県)で成長した源義仲らの挙兵をうながした。頼朝は同年八月に平氏打倒の兵を挙げ、一七日伊豆国目代山木兼隆を倒して、二〇日には三〇〇騎で相模国に出て鎌倉を目指した。この挙兵の主力は北条時政・宗時・義時父子、土肥実平・岡崎義実・加藤景兼ら伊豆・相模西部の諸氏であった。また三浦半島では源氏譜代の三浦一族が頼朝に味方していた。一方、頼朝鎮圧の勢力として相模の大庭景親・俣野景久兄弟、伊豆の伊東祐親がいた。武藏武士は武藏国が平氏の知行国であったため、平氏の命に従い頼朝鎮圧の側にたつた。留守所総檢校職の地位にあって、武藏国内を総括する役目を負っていた畠山重忠は、知行国主である平氏の命に

従う義務があり、武藏武士も重忠の指揮下に入る義務があつたためである。

八月二十四日頼朝主従は石橋山（神奈川県小田原市）で大庭景親に敗れ、安房国（千葉県）に海路逃れた。再起をはかる頼朝のもとには、下総の千葉介常胤、上総の上總介広常ほか上・下総の武士が集まり、頼朝は彼らとともに父祖ゆかりの鎌倉を目指した。

この頃の頼朝にとって最大の問題は、平氏方となつた武藏武士をどのように味方とするかである。相模の三浦氏や下総の千葉氏のよう、平氏に抑圧された一族と平氏傘下に入り、それなりの地位を確保した畠山氏ら秩父一族には、帰順する過程に差があることは当然のことであつた。

九月中旬、頼朝は下総・武藏の国境にある隅田・大井川あたりに進み、秩父一族の中でも早い時期から頼朝方につけた、豊嶋清光・葛西清重父子を窓口に武藏武士の帰順をうながした。それによつて一〇月四日には、畠山重忠・江戸重長・河越重頼ら秩父一族の主だった武士が帰順し、頼朝の麾下に入った。頼朝は彼らの軍事力を高く評価して寛大な対応をおこない、五日には江戸重長に在庁官人、諸郡司などを指揮して武藏国の諸雑事を沙汰する権限（武藏国に対する実務上の権限）を与えた。また六日の鎌倉入りの際の隊列では、畠山重忠に先陣の栄誉を与えた。これらは頼朝が武藏武士の統率に、心を砕いていた結果であろう。

一〇月一六日駿河国賀島（静岡県富士市）に進軍した頼朝は、京から下ってきた平氏軍と対峙した。平氏軍は富士川河口の水鳥の羽音に驚き、逃走したため戦いには至らなかつた。頼朝は平氏の動搖を突いて上洛することを考えた。しかし京の貴族政権から「独立した政権の成立」を求める挙兵以来の人々の言にしたがい、頼朝は関東の支配に力を注ぐことにした。また鎌倉を自らの本拠地にふさわしいものにするため、行政機関・居住地などの整備事業に着手し

た。そして一月初めに、反頼朝の立場にあった常陸北部（茨城県）の佐竹氏を倒し、関東の武士たちを支配下におき、支配組織の確立につとめていった。

まず、治承四年一月御家人統制を目的とする侍所を設置して、三浦一族の和田義盛を別当（役所の長官）に起用した。さらに元暦元年（一二八二）になると、頼朝が流入時代から親交のあった大江広元・中原親能・三善康信ら事務処理に精通した京下の貴族を登用して、公文所（政治向き一般の処理機関）・問注所（所領問題などの処理機関）を設置した。これにより支配組織は一応の確立をみた。しかし、頼朝の政権が軍事力に裏付けされた軍事政権であることを考へるとまだ不充分といえる。

頼朝は支配組織を固める一方で、武士たちの統率にも力を注いだが、ここで武藏国内の武士に対する対応をみてみよう。これには先にも述べたように、治承四年一〇月五日の江戸重長に対する武藏国諸雑事の沙汰権の付与や、同六日の畠山重忠に対する先陣の榮誉を与えたことがあげられるが、このほか次のことが知られる（いずれも治承四年、『吾妻鏡』の記載による）。

一〇月 八日 足立遠元に足立郡郷の領掌を安堵する。

一一月 七日 平山季重・熊谷直実に佐竹氏攻めの勲功賞を与え、特別に言葉を与える。

一一月 一〇日 葛西清重に武藏国丸子荘（大田区・川崎市中原区付近）を与える。

一一月 一四日 土肥実平を武藏国に派遣して、寺社に対して不法を働く在地武士を取締る。

一二月 一四日 武藏の住人に本知行地主職を安堵する。

頼朝は武藏武士の軍事力を高く評価しており、彼らを自らの直属の軍事力とする意図があつたと思われ、格別の配

慮をしていた。とくに一二月一四日の「武藏住人」に対する「本知行地主職」の安堵は注目される。「武藏住人」はおそらく、畠山・江戸・河越というような有力な武士ではなく、党の構成員となるような、中小規模の武士たちのことであろう。彼らの知行した地主職を安堵したということは、頼朝と個々の武士との間に、土地を媒介とする主従関係が成立したことを意味する。つまり、中小武士が党という一揆的形態の中で、ひとつになり戦うという図式が破壊され、頼朝と個別に主従関係を結ぶということである。頼朝は旧来からの党組織を解体して、頼朝の指揮が直接およぶ軍隊の組織化をはかり、それに成功したといえる。

頼朝が関東の支配整備に力を注いでいる間に、木曾で挙兵した源義仲は、破竹の勢いで進撃をつづけた。義仲は寿永二年（一一八三）五月の俱利伽羅峠・加賀国篠原での戦に勝利して、七月末には京にはいり平氏を西海に追った。しかし義仲軍は、本国からの兵糧の補給がないため、略奪と乱暴の日々を送った。そのため義仲は朝廷・院の信頼を失い、孤立化していくことになった。当時の朝廷・院の中心である後白河法皇は、水面下で頼朝に対して義仲討伐を申し入れた。頼朝が義仲討伐のみかえりを求めたので、同年一〇月後白河法皇は、いわゆる「寿永二年十月の宣旨」を発した。この宣旨では、頼朝に東海・東山両道の莊園に対する本所・領家の知行と国衙領の知行を、内乱以前の状態に戻すための権限が与えられている。すなわち、頼朝の権限の正当性が東山・東海道において朝廷から認められたことになり、頼朝の政権が一段階進んだことになる。

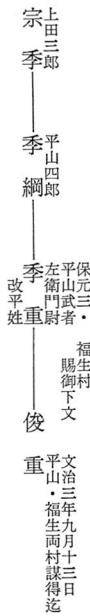
翌年正月、頼朝は異母弟範頼・義経を派遣して、義仲を近江国栗津に滅ぼした。

元暦元年九月、頼朝は範頼を平氏追討のため西海に向わせ、追って文治元年（一一八五）の二月義経を四国に向わせた。翌月二四日には長門国壇ノ浦（山口県下関市）において、義経らは平宗盛の率いる平氏を滅亡させたのである。

平氏を滅ぼし唯一の武家の棟梁となつた頼朝は、文治元年一月に二つの内容を持つ勅許を得た。一つは頼朝と対立して逃亡した弟義經・叔父行家らの逮捕を名目とした守護・地頭の設置。もう一つは、諸国を有力御家人らに分与し、莊園公領から段別五升の兵糧米を徴収して、田地を支配することを認めるものである。これらによつて頼朝は日本惣追捕使（惣守護）・惣地頭となり、有力御家人を守護・地頭に任じ、軍事警察権を掌握することになる。またこの権限は頼朝が自由に御家人を莊園公領の地頭に補任することを朝廷が認めたものであり、国衙の在庁官人、莊園の莊官たちを頼朝の支配下におくことになった。翌年地頭の補任は、平家没官領^{もつかんりょう}および謀反人の所帶跡に制限されることになるが、一応頼朝の支配権が全国におよぶことになり、ここに鎌倉幕府は軍事政権として、本質的な成立をみたといえる。また御家人の在地領主としての立場を、惣地頭である頼朝を介して朝廷に認めさせることにもなつた。しかし、京には朝廷・院の公家政権は存続しており、それを打破するにはいたらず、頼朝は国政の一部を委ねられたにすぎなかつた。そのため御家人たちが願つた公家政権の支配から離脱し、彼らの利益を守る新組織を築こうとする政治的要求は満されなかつたのである。

第三節 系図にみえる福生と鎌倉武士

「福生村」と平山季重には次のような部分がある。

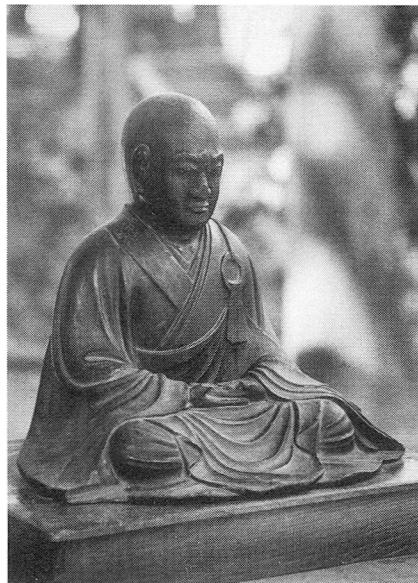


季重の傍注は、季重が平山武者と称し、左衛門尉に補任されたことと保元三年（一二五七）に福生村に関する下文くわいじぶんを与えたことを示している。

俊重の傍注は、文治三年九月一三日に平山・福生の両村を「謀得迄」（謀り得るまで）と記している。しかしこの「謀得迄」は「譲得訖」（譲り得訖わんぬ）の誤記と考えられるから、文治三年九月一三日に平山・福生両村は季重から俊重へ継承されたということになる。

したがって、平山季重・俊重父子が福生村の領主であったことがわかる。

平山氏は日奉氏の一房官系で上田三郎宗季の子である四郎季綱（「西党系図」では八郎直季）が武藏国多摩郡平山（日野市）に住したのに始まる。『保元物語』によれば、保元の乱（一二五七）のとき、平山氏は源義朝に従って戦い勝利している。「小川系図」に「保元三・福生村 賜御下文」とあるのは、保元の乱の恩賞として季重が福生村を義朝



図II-4 平山季重木像（宗印寺藏　日野市）

から与えられたことを指すのであろう。季重自身の名が具体的に表われるのは、『平治物語』に平治の乱（一一九〇）で内裏にたてこもった義朝に従う武蔵武士の主だったものとして、長井斎藤別当実盛・岡部六弥太忠澄・猪俣金平六範綱・熊谷次郎直実・金子十郎家忠・足立右馬允遠元らとともに、平山武者季重と出てくるのがはじめである。『平治物語』は後世成立の軍記物語のため、信ぴょう性に問題はある。しかしそのころ武蔵武士が義朝の統率下にあつたことは明らかなので、ある程度は信用できると思われる。ここにもでてくる季重の名乗り「武者」は「武者所」のことである。これは院の御所を警護する武士の職名なので、季重は前々から上洛して、後白河院の御所に仕えていたものと思われる。季重は義朝が平治の乱に敗れると無念の想を胸に関東に逃れた。関東に戻った季重が本拠地平山でどのような生活を送っていたかはわからない。

季重がふたたび資料に表れるのは、治承四年（一一八〇）一月の佐竹氏攻めからである。そこで『吾妻鏡』にみえる記述を中心に季重の動向を探ってみよう。

頼朝が挙兵したとき、季重は武蔵国留守所総檢校職の指揮下にある在庁官人系の西党武士であることから、頼朝を追討する立場にあつたものと思われる。武蔵武士を統制していた河越・畠山・江戸氏ら秩父一族が、頼朝の支配下に加わったのを契機に季重も頼朝に属したものと思われる。

治承四年一月四日、季重は源頼朝に従い常陸国金砂城（茨城県金砂郷村）の佐竹秀義攻撃に加わった。翌日金砂城を落とし、七日常陸国府（茨城県石岡市）に帰参した季重は、熊谷直実とともに軍功を頼朝から賞されている。富士川の合戦が不発で終わつた状況では、季重にとつて佐竹氏攻撃は頼朝麾下としての初めての戦である。季重は帰属の遅れを取り戻し、さらに存在を誇示するため、先陣を争つて戦う必要があつたと考えられる。頼朝が攻撃軍の武将下河辺行平・政義、土肥実平、和田義盛、土屋宗遠、佐々木定綱・盛綱、季重、直実の中から、武藏武士の季重・直実の二人を特に賞したのは、武藏武士の掌握の手段としてであろう。しかし、このことは季重にとっては、存在の誇示に成功したこと意味しており、以後、季重は勇躍平氏追討軍に身を投じて西国へとおもむく。次に季重が『吾妻鏡』に出てくるのは、源平合戦のひとつの山場である一の谷合戦である。

第1章 第2編
 元暦元年（一二八四）二月七日、一の谷の搦手を攻める義経軍に配された季重は、直実とともに搦手攻撃の本隊を離れ、ここでも先陣争いを演じてゐる。『吾妻鏡』には平山と熊谷を並記する傾向があり、『吾妻鏡』の編者は平山・熊谷を同規模の武士と認識していたようである。それではこのころの平山・熊谷はどの程度の武士であったのであらうか。『日野市史』（通史編一自然・原始・古代）では、この点について『吾妻鏡』文治五年七月二十五日条の頼朝と下野国の豪族小山政光の会話の内容から、熊谷氏の規模を探つてゐる。まず、会話の内容を示そう。頼朝は熊谷直家（直実の嫡子）を平氏追討の際、命がけで奮戦した天下無双の勇士であると賞した。これに対して政光は、直家が合戦で奮戦するのは、郎党が少なく自らが戦つて家名を上げなければならないのだといい、さらに政光自身は郎党を派遣して忠をつくすのだとつづけた。『日野市史』は、小山氏に比べれば、熊谷氏はかなり小さな御家人であるとみている。したがつて、平山・熊谷を同規模の武士とみる『吾妻鏡』の編者の認識をうけて、『日野市史』は平山氏も同規模の

御家人としている。おそらく季重が直実と先陣を争い自ら戦う姿は、政光がいうように、郎党の少ない中小御家人といふことができ、『日野市史』の説には異論をはさむところはない。以上源平合戦における季重の動向はこの二つの合戦でみることができる。

文治元年三月、壇ノ浦で平氏を滅亡に追い込んで、勝利にわく義経軍に属した人々が生捕りした宗盛らをともなつて、京に戻ったのは四月二六日のことである。それをさかのぼること一〇日ほど前、季重ら御家人が真青になるような下文が、頼朝から発せられた。それは東国の侍（御家人）が頼朝の推挙を蒙らないで官職に任じられた場合は、帰国をせずに京に留まり、朝廷に対しての奉公に励むこと、もしこの命に背いて墨俣川（尾張国と美濃国との国境）を越えて東国に戻るものがあれば、所領没収のうえ斬罪に処す、という大変厳しいものであった。その下文に副えられた「東国住人任官輩事」には、季重以下三四人の名があり、季重は「右衛門尉季重、顔ハフワフワトシテ、希有之任官哉」と頼朝に罵倒されている。季重がいつ任官したかはわからないが、一の谷合戦の功、あるいは平氏滅亡の功によるものであろう。頼朝は元暦元年八月の時点で、弟義経がかつてに左衛門少尉に任官したことに対する怒り、平氏追討使の任を一旦はずすということをおこなっている。にもかかわらず、自由任官をした季重らが許せず、頼朝は厳しい処置にでたのである。これには任官に関しても頼朝の統制下におこうとする意図があり、御家人たちの主人は頼朝であることを認識させることにもあった。

この措置も、文治五年七月の奥州平泉の藤原泰衡攻めの軍勢が、鎌倉を発向するまでには解かれたようで、交名きょうなみようの中に平山左衛門尉季重としてみえている。この交名には武藏守義信ら源氏一門、三浦介義澄・和田義盛ら幕府の主だった人々の名が記されている。七月一七日には武藏武士たちに対して加藤次景兼・葛西三郎清重らに従うように命

矢をつがえず、張った弦を手で強く引き鳴して邪鬼・穢れを払う役目）を務めるという名誉を与えられている。季重は保元の乱以来、源氏に仕える歴戦の勇士である点をかわれて頼朝に指名されたのであろう。この出産のときには、安産を祈り各種の行事がおこなわれたが、これらは千葉・三浦・和田という有力御家人などが中心となっており、それに加わった季重は、御家人のなかでも頼朝に信頼された人物であったと思われる。

頼朝に信頼された季重も、建久六年三月一〇日に頼朝が東大寺大仏殿落慶供養におもむいたとき、供奉したのを最後に『吾妻鏡』からみえなくなる。保元の乱のとき一八歳で参陣したとしても、この年には五七歳くらいで、当時としては老齢となっている。建久三年一一月一七日の頼朝の上洛に、平山小太郎という人物が供奉している。小太郎は俊重（「西党系図」では重村）と思われ、後継者がすでに幕府に出仕していることを考えれば、この供奉を最後に一线を退いたのであろう。

その後の季重については不明だが、西多摩郡五日市町横沢にある金色山大悲願寺（建久二年（一二〇一）に頼朝を勧請開基として、季重が開いた寺との伝承がある）の「過去帳」に次のような記載がある。

鎮守大行寺	開祖隆聖丈	建承二年十月仲創	祈願僧主平山右馬太玉季重
金剛山墨藏	空海尊師	同二丁卯年秋仲	留宿橋御開發奉行因幡守平朝臣
熊野山圓福寺		慶元年半若大輔	大主義宣御願也
		承元四年半月仲創	
		此年當園開發田島之御限支御改有子	御昌経

図II-5 大悲願寺過去帳
(大悲願寺蔵 五日市町)

令が出されているので、季重がたまたま鎌倉にあって同行を許された可能性もあるが、武藏武士の中では、一線を画した扱いをうけていたものと思われる。また、建久三年（一二〇一）八月九日、季重は源頼朝の子千幡（のちの三代將軍実朝）の誕生に際して、鳴弦役（弓に

鎮守山大行寺開祖隆豊上人 建永二年丁卯草創祈願檀主平山右衛門大夫

金剛山宝藏密寺開基広元法印 同二年丁卯秋留橘郷開発奉行因幡守平朝臣広元并平山右衛門大夫季重御願也
ここにみえる大行寺（秋川市草花）、宝藏寺（西多摩郡檜原村）は大悲願寺の末寺であり、季重は多摩郡西部に寺院の建立をしたようである。大行寺は本市域と多摩川をはさんだ対岸にある寺であることから、建永二年（承元元年¹¹三〇五）ころ、平山氏は福生村の領主であったと思われ、季重は福生村をはじめ、多摩山間部の開発に臨んでいたのかもしれない。

日野市平山の宗印寺にある季重の墓（後世子孫が造立）には承久元年二月に没したとある。前月二七日には、季重がかつて誕生のとき鳴弦役を務めた三代將軍実朝が、公暁の手にかかり世を去っている。墓碑どおりだとすれば、季重の人生は清和源氏の嫡流とともに終わったといえよう。

なお平山氏については室町時代、「三島明神社文書」の中に平山三河入道なる人物がみえているが、それとの関連は現在のところ不明である。

前後するが、建保元年（一二九三）五月におきた和田義盛の乱で、義盛に味方して討ち死にした横山の人々三一人の中に、平山次郎・同小次郎という平山姓を名乗る二人の名をみることができる（『吾妻鏡』建保元年五月六日条）。横山一族の中にも平山を名乗った人物がいるので、季重とこの二人を結びつけるのは短絡かもしれないが、横山氏の本拠地は平山村とは近隣であることから、なんらかの関係を想定しえる。おそらく平山氏の所領は没収されたのであろう。季重が晩年出家したと伝えられるのは（『多摩のあゆみ²²』）、義盛の乱が影響しているのかもしれない。これは「駿河伊達系図」に塙目太郎家政がのちに「武藏国フツサ」に住したとみえることからも推定される。

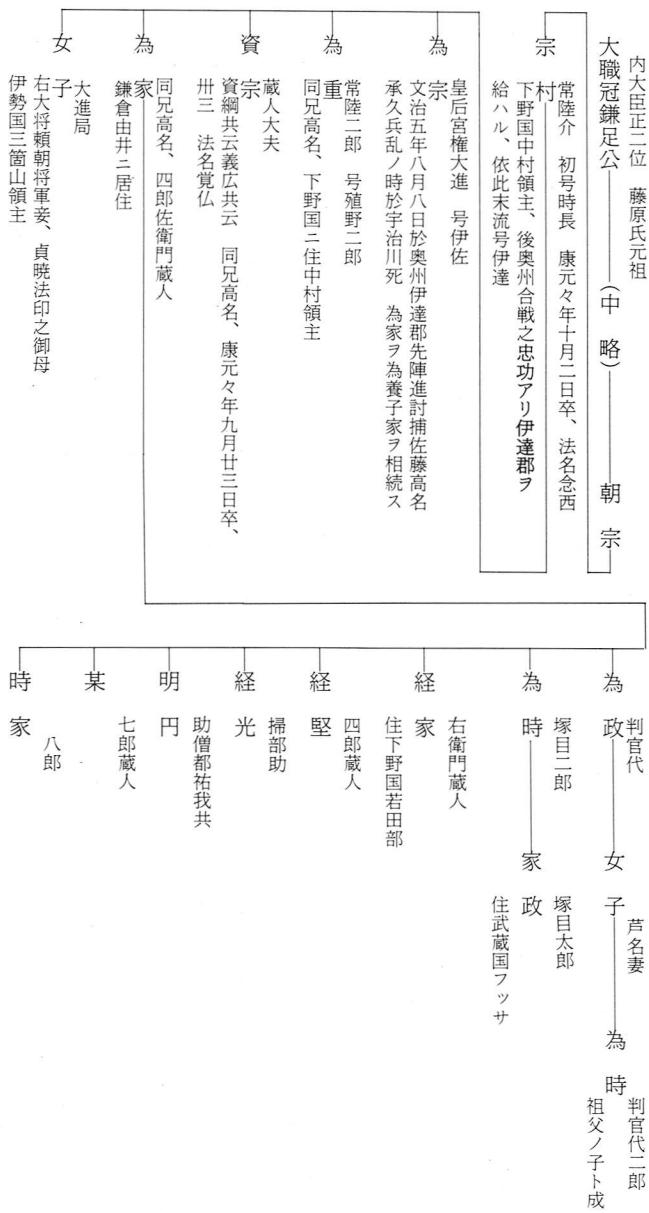
塙目家政と「武 蔵国フツサ」 ところで「駿河伊達系図」によれば塙目太郎家政なる人物の記載とともに、その傍注に「住武藏國フツサ」と記されている。武藏国内で「フツサ」と表記される地名は、本市域しか考えられないであろう。家政は系図の記述の前後関係から鎌倉時代の人物と推定される。この家政がいつごろ「フツサ」に住したのかを考えてみよう。

まず「駿河伊達系図」について触れておきたい。この系図は現在京都大学文学部博物館に所蔵される『駿河伊達家文書』の中に含まれるものである。駿河伊達氏は南北朝時代に足利尊氏に仕え、駿河国入江庄（静岡県清水市）内に所領を与えられた伊達景宗を祖とする一族である。「伊達」という名字からわかるように、戦国時代末から江戸時代初期にかけて奥州で活躍した独眼竜政宗と祖先を同じくする一族である。この系図自体も、古くから奥州伊達氏の系譜を研究する上で、注目されてきている資料である。

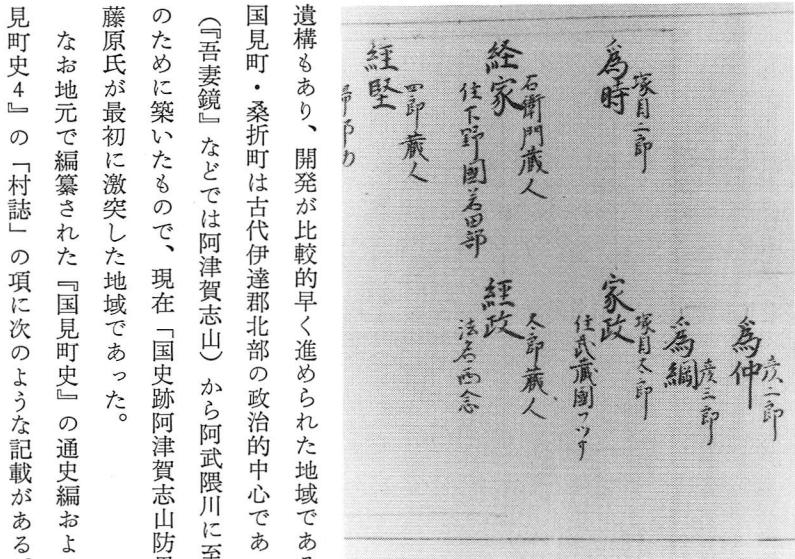
伊達氏は本来常陸国真壁郡伊佐庄中村（系図には下野国中村とある。茨城県下館市付近）に住し、中村あるいは伊佐氏を称していた。この一族は文治五年八月の奥州合戦で、藤原泰衡の有力家人佐藤庄司一族を討つという大功を挙げて、陸奥国伊達郡を与えられ、以後伊達氏を称するようになったのである。

塙目氏は伊達を称するようになつた宗村（『吾妻鏡』では念西といふ法名しかでてこない。また『寛政重修諸家譜』では念西を朝宗としている。）の第四子為家の子塙目一郎為時に始まり、その子家政で絶えてしまう。『姓氏家系大辞典』（太田亮編）でも「塙目 ツカノメ ツカメ 岩代（伊達郡）、陸前（志田郡）等に此の地名あり。岩磐、陸前等に存す。」とあるだけで、具体的な人物をあげるに至っていない。また『寛政重修諸家譜』など、ほかの伊達氏系図には塙目氏はでてこない。わずかに「下飯坂家譜」（『福島市史6』資料編）に家政を為家の子としてみることができる

第3節 系図にみえる福生と鎌倉武士



図II-6 駿河伊達氏略系図

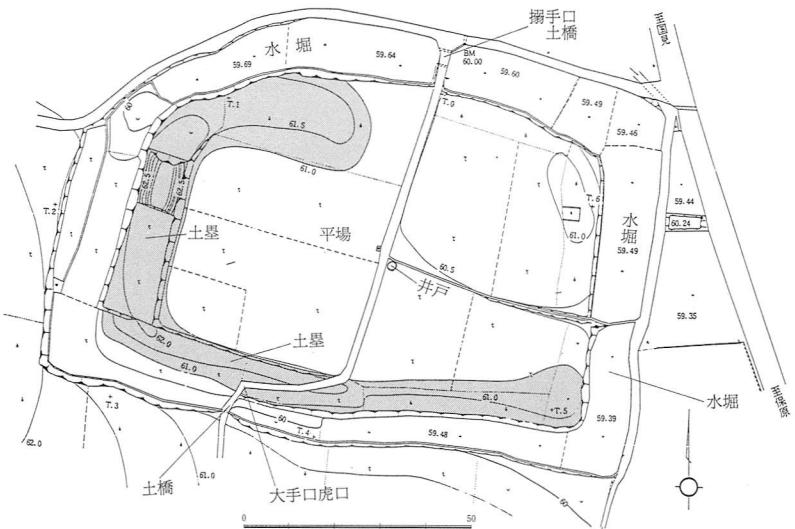


図II-7 系図にみえるフツサ
(京都大学文学部博物館蔵 京都市)

だけである。しかし、注記には「伊達中村彦四郎 正嘉二年七月一日没、年五十八、母畠新左衛門尉藤原資弘女」と記されるだけで、塚目氏と称したとは出ていない。家政の子孫は飯坂（福島市）に土着して飯坂氏を称している。

塚目氏の本領は、為家が伊達氏を継承していく状況から考えると、『姓氏家系大辞典』の記述にあるように伊達郡内の塚目、すなわち現在の福島県伊達郡国見町大字塚野目を本領と比定してよい。国見町には塚野目古墳群・沢田古墳群など多くの古墳群や古代条里制遺構もあり、開発が比較的早く進められた地域である。国見町に隣接する桑折町は古代の郡衙があつた場所であり、国見町・桑折町は古代伊達郡北部の政治的中心であった。文治五年の奥州合戦の際、奥州藤原氏は、国見町の厚櫻山（『吾妻鏡』などでは阿津賀志山）から阿武隈川に至る長い土壘を構築している。これは奥州藤原氏が奥州国家防衛のために築いたもので、現在「国史跡阿津賀志山防壁」として残っている。国見町の付近は、じつに鎌倉幕府と奥州藤原氏が最初に激突した地域であった。

なお地元で編纂された『国見町史』の通史編および、中世関係資料には、塚目氏に関するものはない。ただ、「国見町史4」の「村誌」の項に次のような記載がある。



図II-8 塚野目城址実測図（『国見町史通史編』に加筆）

古城趾 中部「館前」ニ在リ、(中略)塚の目太郎正則
ナル者居ル所ト云伝フ正則ハ何年中ノ人ナルヤ考フ可カ
ラス、或云佐藤莊司元治ノ臣ト

ナル者居ル所ト云伝フ
正則、何年中ハナルヤ若不可ナ
ラス、或云佐藤莊司元治ノ臣ト

城址は桑折町と境界を接する阿武隈川の河岸段丘上に位置し、図II-18で示したような単濠单郭の形態をしており、東西約一二五メートル、南北に約九〇メートル、水堀幅は南側で七〇メートル、北側で約一二メートルで、城址というよりも館址という性格をもつものである。現在城郭内は果樹園・桑畠として利用され、水堀は水田となっているが、西側には高さ約一〇メートルの土壠が残っている。大手門は阿武隈川に面した南側にあり、土橋をわたり虎口をはいると築土居があり、城郭内部が見わたせないようになっている。これは南北朝以降の虎口の形態である枡形へと変化していく過程の形態として注目されるものである。搦手は北側にあり、土橋をわたり内部へと入るようになっている。大手と搦手における虎口の形態のちがいは、この城址が鎌倉時代に造られ南

北朝期に改修されたことを示している（菊池利雄「塚野目城址」『ふるさとの文化財』）。

この城の主については、前述の「塚之目村誌」にあるように伊達一族に滅ぼされた佐藤莊司元治の家人「塚之目太郎正則」という伝承がある。また成立年次はわからないが、『北畠武鑑』『靈山軍記』という南北朝の戦いを著した軍記物語に、「塚目城主」として北畠正教の名がでてくる。『靈山軍記』（『国見町史2』）では正教は高師直に攻められ、「塚目城」で戦死したことになっているが、これは国見町藤田にある藤田城でおこなわれた、貞和三年（1347）の合戦の誤認と思われる。いずれも伊達一族の塚目氏とはかかわりはない。また、塚野目城に関する伝承も鎌倉時代はまったくない。しかし塚野目城址が、鎌倉時代の様式をもつて同地にあったことは、伊達一族塚目氏の存在の可能性を示すものといえる。

それでは塚目氏自体に関する資料・伝承が、名字の地塚野目に皆無なのはなぜであろうか。このことは塚目氏が塚野目の地に充分に根をはる以前に、すなわち比較的早い時期に、同地を離れていたことを意味するのではないかろうか。為時の父為家は、承久三年（1251）の承久の乱の際におきた、宇治川合戦で戦死した長兄為宗の後を継承している。長兄為宗は伊佐氏を称していたことから、為家は一族本来の地常陸国伊佐庄を継承したものと思われる。そのため、為家の一族は伊達郡を離れ、ふたたび関東に戻り北関東を中心にして一族が展開したものと思われる。為家の子経家は下野国若田部に住したり、「下飯坂家譜」にみえる家政が伊達中村彦四郎と中村を称していたのは、そのためであろう。また伊達郡は、為家のすぐ上の兄資宗が管理者として残り、後世の奥州伊達氏へとつなげていくため、為家系の塚目氏の伝承などは風化していくのであろう。

家政が福生に住した時期を断定することは難しいが、前述のように平山氏が和田義盛の乱に連座したためか、地頭

職を失つたとおもわれる建保元年ころから、祖父為家が関東に戻った承久の乱（三三）直後の間とみられる。そして、「下飯坂系譜」にみえる伊達中村彦四郎家政が塙目太郎家政と同一人物とすれば、正嘉二年（三五）に没するころまでの一時期、福生は伊達氏の所領となっていたと思われる。その後鎌倉幕府滅亡までの地頭は不明である。

福生周辺の鎌倉武士 本区域は鎌倉期、西党の平山氏や伊達一族の塙目氏が領主であったとみられるが、周辺の鎌倉武士に目をむけてみよう。市域周辺を本領とした鎌倉武士には、小川・二宮氏があげられる。両氏とも季重と同じ西党出身の武士である。

小川氏は小川牧の管理者とみられ、西党の中核となつた氏のひとつで、宗弘を祖とする。季重が頼朝に罵倒された自由任官の御家人の中にみえる小河馬允は、「馬允」という牧の管理者にふさわしい任官をうけているので、西党的な小川氏の武士と思われ、小川氏も季重と同時期に頼朝の麾下に加わつたものであろう。

二宮氏は小川氏の祖宗弘の弟重行を祖とする氏で、小川郷のうちの二宮地区を開発していたと思われる。二宮氏もして大江親広から下文そうちんが出されている。

同族である両氏は、建暦三年（建保元年）に小川郷内の二宮社の地主職をめぐって相論そうちんをおこしている。これに閑下 武藏国多西郡内二宮神官百姓等

可令早以日奉直高為地主職事

右 直高与忠久対決之処、直高者、元暦二年六月九日祖父宗弘帶讓与嫡男弘直証文之上、弘直為地頭之条、文治三年十二月十二日武藏前司入道所成下之国符顯然也、忠久者、治承五年十月十日宗弘帶讓賜久長之仮名状、而此

状判形与直高所令帶之証文判形依違之間、被尋類判之處直高之伯父小河二郎自宗弘之手、所分得小河郷譲狀之判形与分賜弘直之譲狀判形同事也、仍任文書道理、以直高所補任地主職、神官百姓等宜承知、不可違失、故下
建暦三年九月一日

遠江守源朝臣（花押影）

この資料によれば、二宮社地主職を争ったのは、日奉直高（小川直高）と忠久（二宮忠久）の二人である。直高の主張は「二宮社地主職は元暦二年六月九日付の譲状をもつて父弘直に譲られている。これは文治三年一二月一二日に國符をもつて前国司平賀義信が認めている」というもので、一方、忠久の主張は、「治承五年一〇月一〇日に宗弘から父久長がかな書きの譲状を受けてるので、二宮社地主職は自分のものである」という。親広は、これらの主張の根拠となる譲状の判形（花押）が違っていたので、ほかの宗弘発給の譲状を探したところ、直高の伯父小河二郎（「小川系図」では弘季）がもつ小河郷に関する宗弘の譲状と、直高の持つ譲状の判形が同一だったので、直高の主張を認め地主職に補任するというものであった。

この相論は建暦二年二月におこなわれた、郷司職の任命という武藏守時房の施策が関係していると思われる。時房の施策には、頼朝と御家人の間に結ばれた、御恩奉公の関係（土地を媒介とする主従制度）によって、解体の始まった「党」という血縁的結合意識をさらに解体するという意図があった。また御家人らを郷司に任命することによって、武藏守、すなわち北条氏の下に位置付けるという意図もあった。当然小川氏は、小川郷の郷司職に任じられたであろうから、郷司職の保有者として郷内すべてを掌握することが目的で、相論をおこしたのである。

二宮社の地主職を失った二宮氏は、承久の乱にも参加していることから、御家人としての地位を保つつゝ、戦国期

までつづいている。

相論に勝った直高の子孫は、『吾妻鏡』暦仁元年（一二三八）六月五日条まで直行の名がみえる。その後は直高の伯父弘季の子、弘持と比定される小河左衛門尉が仁治元年（一二四〇）八月二日条から寛元三年（一二四三）一月九日条までみえ、正嘉二年三月一日条から、弘長三年（一二四三）四月二六日条までは弘持の子時仲の名がみえるが、その後の資料にはみえず、本貫地小川郷からも姿を消している。直高の弟直季の系統は、承久の乱の勳功賞として得た薩摩国甑島の地頭として移住し、戦国期までつづいて「小川系図」を残している。

西党の出身の御家人としては、二宮氏と祖が同じ重行から出た小宮氏がある。秋川市小宮の、平井川流域の開発領主として戦国期までつづしていく。また小宮氏は伊予国弓削島荘の地頭職に補任され、重行の次子久行が同地におもむいている。

第四節 北条氏の武蔵経営と武蔵野開発

頼朝は自らの知行国（関東御分国）には、源氏一門を朝廷に推舉して国司とした。武蔵国司（武蔵守）には信濃源氏の平賀義信が任じられ、武蔵國務にあたった。頼朝の死後、武蔵守は義信からその子朝雅が継承した。朝雅は武蔵守在任のまま、京都守護として上洛したが、武蔵支配の利害関係から武蔵国留守所總檢校職であった畠山氏と対立した。武蔵支配に食指を動かす北条氏は、この対立を利用して、元久二年（一二〇五）六月に畠山氏を滅ぼし、畠山氏をざん訴したというえん罪で、畠山氏と同族の稻毛・榛谷氏を滅ぼした。これにより武蔵の大豪族秩父一族の中核は滅び、

北条氏は武藏支配の第一歩を記した。また朝雅も牧氏事件に連座した罪で、同月二一六日二代執権北条義時の命をうけた在京御家人により殺害された。朝雅の後は義時の妹を母とする源氏一門で、一六歳の足利義氏が武藏守となつたが、義時は父時政のときに得た武藏国務の沙汰の権限を継承していたと思われ、実権は義時が持つていたと考えられる。

承元四年（三〇）には、義時の弟時房が駿河守から武藏守となり、北条氏による直接經營が始まった。その後建保六年から翌承久元年の間の一時期、大江広元の子親広が武藏守を務めたほかは、北条氏の独占するところとなつた。北条氏が武藏經營に力を注いだのは、武藏国が鎌倉を防衛する上で重要な国であったこと、また武藏武士を幕府直属の軍隊として掌握する必要が、為政者としての北条氏にはあつたことがあげられる。

北条氏の武

武藏經營 武藏守北条時房の最初の仕事は田文（田畠の数量と所有者などの帳簿）の作成である。これは正治元年（一二九二）の段階で出された建久七年の国検（国内の莊園・公領の田畠などの面積の調査）に基づく田文

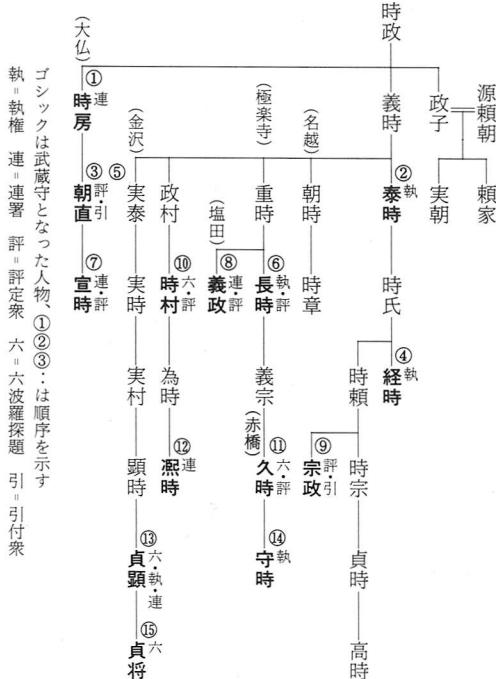
作成が実行されていなかつたためである。しかし、ここには時房が武藏守に就任をしたのを機に、北条氏が国衙領・御家人領の生産力などの把握を意図したものであろう。また『吾妻鏡』承元元年三月二〇日條に次のような記述がある。

廿日壬辰、武藏国荒野等可令開発之由、可相触地頭等之趣、被仰武州云々、広元朝臣奉行之云々

これは武藏国の地頭たちに、荒野を開発せよというものであり、田文の作成にはこの命令の成果を把握するという意図があつたものと思われる。武藏国内の地頭たちはこの命に従い開発を試みた。先にも引用したが大悲願寺の「過去帳」には、

金剛山宝蔵密寺開基広元法印 （建永） 同二丁卯年秋留橋郷開発奉行因幡守平朝臣広元并平山右衛門太夫季重御願也
とあり、三月二〇日の命令をうけた季重は、秋留橋郷の開発が成功するよう広元を勧請開基として金剛山宝蔵寺を

第4節 北条氏の武蔵経営と武蔵野開発



図II-9 北条氏略系図

開創している。秋留橋郷の位置は、宝藏寺が西多摩郡檜原村にあることや、同村の中心に橋橋が存在することから、檜原村付近と思われる。また『風土記稿』には西多摩郡五日市町から、秋川市付近に秋留郷があつたことを記しているので、秋川流域のどこかの開発に季重が挑んだことが推測される。

建暦二年（三三三）二月、時房が各郷の郷司職を任命したこととその意図は前述したが、この施策は建保元年和田義盛の乱の際に功を奏した。この乱は北条氏に挑発された和田義盛がおこした乱であるが、多くの相武武士が参戦した。

意図は前述したが、この施策は建保元年和田義
一した乱であるが、多くの相武武士が参戦した。
武藏武士も多数和田方に参加しているものの、
和田をあげて和田方に未方したのは、和田氏と

深い姻戚関係にあつた横山党だけである。ほ

かの「党」では姻戚関係にある者だけが和田氏に味方し、そのほかは北条氏の指揮下に入

るという状況になつた。このような状況は、

党という血縁関係の解体が進んだことを示しておき、時房の意図は一応の成果をみていて

和田義盛の乱で、横山党が滅びたことによ

り、南武蔵で大きな勢力を有する武家は皆無となつた。この後、南武蔵には有力御家人が配

ゴシックは武藏守となつた人物、①②③：は順序を示す
執=執権 連=連署 評=評定衆 六=六波羅探題 引

引付衆

置された様子もなく、北条氏の支配下に組み込まれていった。

建保五年一二月時房が相模守に遷任したあと、大江親広が武藏守を務めたが、承久元年一月には義時の子泰時が就任した。この年の正月三代将軍実朝が死に、朝廷は幕府が崩壊することを期待していたが、北条氏ら武士側では幕府の存続をはかる工作をつづけた。そのため両者の間はきわめて険悪な状況になっていた。朝廷の中心後鳥羽院は幕府崩壊をねらい、数々の策謀を巡らし、承久三年五月一四日、義時追討の宣旨を発したため承久の乱が勃発した。

五月一九日、武藏守泰時は伯母北条政子（頼朝正室）から、武藏勢の到着を待って鎌倉を出陣するようとの命をうけた。しかし、幕府内の慎重論を払拭するため、二一日武藏勢を待たず鎌倉を出発した。武藏勢は翌日には泰時に合流し、六月一四日の宇治川合戦では、大きな役割を果たし幕府軍を勝利に導いた。同月一六日泰時ら武藏勢は入洛し、戦後処理にあたった。

泰時は元仁元年（一二三四）まで在京して、六波羅探題の基礎を固めた。また父義時の死後、政子の命により三代執権に就任した。泰時は自らの地位を御家人たちの連合体の代表者に位置付け、嘉禄元年（一二五五）一二月に評定衆（幕府の重要な合議機関）を設置した。さらに貞永元年（一二三三）八月には合議の基準となる御成敗式目を制定した。

泰時は幕政に携わったため、国務に充分な対応ができなかつた。そこで泰時は、嘉禄二年四月に河越重員を武藏国留守所総檢校職に任命し、武藏國務を在地の河越氏に任せ、經營の強化充実をはかったのである。

泰時の武藏野開発と長者堀伝説 泰時は国務を河越氏らにある程度任せつつ、武藏国内の荒野開発に力を注いだ。時房が武藏守の時代にも荒野開発を地頭等に命じているが、泰時はさらに強力に武藏野開発を推進したのである。

まず寛喜二年（一二三〇）正月の、太田莊（埼玉県久喜市・鷲宮町付近）の新田開発があげられる。この開発は得宗公

文所（得宗家の家政機関）から命令が出され、奉行人として得宗家の筆頭家令職（得宗家の執事）である尾藤道然（景綱）が派遣されており、北条氏の私領開発とみられる。荒野開発を推進する上で、北条氏自らの所領内に水田を開発して、御家人らに範を示したのであろう。

ついで貞永元年二月に泰時は、摺沼堤（比定地未詳だが『埼玉県史（通史編2中世）』では入間川と越辺川の合流点の坂戸市横沼と推定している）の修復工事を武藏国全体の仕事として、三月五日からおこなうように命令を出していいる。これも尾藤道然らが奉行人として下向しているところから、国全体の事業として周辺の地頭たちに工事を命じながらも、工事の主体は北条氏であつたと思われる。このように泰時は自らが開発の主体となり、開発の必要性を御家人らに説いているように思われる。

泰時は暦仁元年に武藏守を退き、時房の子朝直に譲つたが、実権はその後も握り、武藏国の開発事業を進めていった。延応元年（三三九）二月には、現在の横浜市港北区の鳥山川流域と比定される小机郷鳥山の水田開発の命令が、将軍藤原頼経から地頭佐々木泰綱に下された。在任中まつたくの傀儡將軍であつた頼経の命は、執權泰時の裁量とみるべきである。この開発の規模がどの程度のものであるかは知るすべもないが、二年後の仁治二年（三四一）一〇月に計画された多摩川流域の、大規模開発の試験的な意味をもつていたものであろうか。

仁治二年一〇月二二日の評定衆の合議で決定された多摩川流域の水田開発は、多摩川に堰を築き堀を掘り、灌漑施設を構築して水を送り、水田開発をおこなうというかなり大規模なものであった。この開発には二つの問題があつた。一つは用水掘鑿の際に、土を深く掘ることが犯土（地神の怒りに触れること）にならないかという精神的問題。二つめはこの開発でできた水田を幕府領とするか、開発にあたった御家人領とするかの政治的問題である。泰時は中世の

為政者らしく、この問題を解決するため陰陽師に意見を聞いた。陰陽師はこの開発が犯土となることを述べた。それを聞いた泰時は犯土をさけるため、將軍の方違（忌む方角に外出するとき、前夜異なる場所に泊まり方角をかえること）をおこなうこと、開発地は將軍より御家人に与える形をとることに決定した。一一月四日將軍頼經を、安達義景の鶴見別荘に連れ出し方違をおこなった。將軍の方違は、多摩川流域の開發に携わる人々の精神的安定につながると思われ、この事業を完成させようとする泰時の決意を感じることができる。

一一月一七日、箕匂師政に父師高の承久の乱の恩賞として「多磨野荒野」を与えていた。一二月二四日には柏間左衛門尉・多賀谷兵衛尉・恒富兵衛尉ら野与党出身の得宗被官を、多摩川から水を引くための堰を構築する工事の監督者として派遣した。柏間・多賀谷の本貫地は古利根川沿いにあり、洪水と格闘してきた武士であり、治水技術に秀でた者たちであると思われる。この事業がおこなわれた地域は『吾妻鏡』仁治二年正月二二日条の記述からみて、鎌倉の北方、鶴見の亥の方角（北北西）にある多摩川流域があるので、川崎市北部から稻城市付近が該当地と思われる。

このように泰時が武藏野開発にこだわったのは、まず、安貞元年（一二三〇）から寛喜二年に至る三年間の天候不順により全国的な飢饉がつづいたことがあげられる。とくに寛喜二年は六月に武藏・美濃に雪が降るという大変なものであった。泰時は自分の分国駿河・伊豆では、富有者から米を供出させるなど庶民の救済を試みた。しかし、当時の生産力の低さ、複雑な土地支配の体系が泰時の撫民思想を妨げ、充分な対処ができなかつたと思われる。そのため新田開発を奨励して、生産力を高め食糧を確保することを考えたのであろう。一方で箕匂師高への恩賞にみられるように、承久の乱以降に勲功賞として与える土地が不足していたことがあげられる。これら二つの問題の解消を図る姿勢をみせることで武藏国支配の充実を目指したのである。

これまで泰時の武藏野開発の例をみてきたのは、比較的平坦地の開発であった。前述のように時房時代には、山間部でも開発がおこなわれていたと推測しうる資料もあり、泰時の荒野開発は武藏国全域におよぶ命令なので、当然本市域のある武藏野台地でも開発がおこなわれた可能性はある。

市内熊川に伝わる長者堀の伝承は、泰時の武藏野開発にかかるものかもしれない。長者堀とは昭島市松原町内の長者屋敷という場所まで水を引いたといわれる堀である。安永二年（一七七三）八月に沢応なる人物が著した『神光伝言夢物語』（近世1）¹ ）という福生村の成立にかかる物語の中に、

昔し武藏野に仁治年中ニ、大野長者と云福人有て屋敷廻に堀ヲほり、当村さる坂より堀ヲほり、玉川を引込、其時堰明神と觀成有云伝へなり

とある。仁治年中とは鎌倉時代の仁治年中のことであろう（一章一節参照）。仁治年中は三代執権の治政であり、武藏野開発に力を注いでいたことは先に述べた。また大野長者が何者であるかはわからないが、得宗被官の大野氏であるとすれば、泰時の命で拝島あたりに入部した可能性がある。

この堀の流路は、熊川七三二森田幸一宅地内に窪地があり、これに端を発し、片倉の正門前から七〇三番地内を通り、福生市立第二小学校を経て拝島駅下に至るというものである（小野沢博一「熊川のこと二つ三つ」）。

昭和五五年（一九六〇）には推定流路にあたる熊川六一六番地斎藤博宅地内で発掘調査が実施され、幅四・五メートル、深さ二・五メートルの溝状遺構が発見されているが、『考古』の編者和田哲はこの遺構が、長者堀かどうかの断定はさせている。その後平成四年三月の段階では旧森田製糸所跡で長者堀の確認作業が進められている。なお長者堀に関する一次文献資料は皆無であるので、今後考古学上の成果で伝承と眞実の溝が埋まることを期待したい。